

論
説

日清戦争と李鴻章の外交指導

周

継

紅

目次

はじめに

一 日清戦争までの李鴻章

1 青少年時代の李鴻章

2 軍事分野における李鴻章

3 洋務運動と李鴻章

二 李鴻章の対韓外交

1 息事寧人之計、牽制政策

2 壬午軍乱と甲申事変

3 天津条約と対日外交

三 日清戦争と李鴻章外交

1 東学の乱と日清両国の出兵

2 以夷制夷、避戦求和論

3 講和交渉と馬關条約

おわりに

はじめに

日清両国と日清韓を中心とした東アジア世界はもとより、世界の近代史においても重要な意義をもつ日清戦争（甲午戦争）は、すでに百年余の歴史を迎えた。この百年余の歴史において日清戦争に関する研究がさまざまな立場から行われ、戦争の目的的、戦争の時期区分並びに戦争の日中両国に対する影響などについてさまざまな論説が発表されている。しかし、日清戦争においてはもう一つ重視すべき側面がある。それはこの戦争は単なる国内戦争と違って国の大砲をはるかに越えた国と国との間の戦争であるため、戦争における国の外交指導や展開などの視点から検討を加える

ことも重要な意味を持つということである。日清戦争において見れば、日本の伊藤博文と陸奥宗光が外交指導権を掌握し、戦争における外交指導を展開していたように、当時の清国では周知のとおり外交権限をすっかり握って、この戦争における外交上の主役を演じたのが李鴻章その人であった。

それにもかかわらず、日本はもとより、中国においてもこの人物に関する研究は、ごく近年に行われた一部のものを除けば、あまり行われていないのが現実である。その原因は複雑で一言では言い切れないが、何としても彼がすべての外交指導権を握っていた日清戦争が中国の悲惨な敗北で終わつたところに最大な原因があると思われる。なぜならば、戦争の直接的な結果を重んじる一般国民から見れば、彼の外交指導の失敗が当時の中国に最も大きな損害を蒙らせたようなことになり、彼に対する評価も「売国賊」という定評の外には、何んら評価する必要はないと考えるからであろう。つまり一般の中国人の脳裏では李鴻章イコール「売国賊」、李鴻章の名前は「外国崇拜投降賣國」と同義語のようなものになつてゐる。ある中国の歴史辞典の中に李鴻章のことについて「彼は一貫して侵略への抵抗を反対し、妥協投降を主張し、中仏、中日戦争を失敗に導いてしまい、外国侵略者と一連の売国条約例えば「中英煙台条約」(一八七六年)、「中仏新条約」(一八八五年)、「馬関条約」(一八九五年)など結んだのである」と評価する。⁽¹⁾また中国の文化大革命の時代においては「卖國賊李鴻章」を題した論文も出たほどである。⁽²⁾しかし近年になって特に改革開放が始まつて以来、日清戦争をめぐる研究が深まるにつれて李鴻章に関する研究も増えつつあり、彼に対する評価も上述したような一方的な全面否定から贅否両論に転じ始めたのである。その中に依然として日清戦争の失敗の最大な原因是李鴻章の誤った外交政策と外交指導にあると厳しい分析を展開している者もあれば、⁽³⁾彼の外交指導などは清王朝の統治を維持するという大前提のもとでかなり工夫されたものであり、李鴻章による一連の不平等条約の締結も当時の厳しい状況においてみれば、やむを得ないという面もあることは否定できず、これを売国の問題と切り離し

て考えるべきであると李鴻章外交を弁解する学者も現れつつある。⁽⁴⁾

いずれにせよ、日清戦争時に直隸総督兼北洋通商大臣を勤める李鴻章は外交大権はもとより、軍事経済における権限も彼の手に掌握されていたため、清末における重要外交問題で彼が関係しないものはほとんどなかつた。したがつて、彼の日清戦争における外交のすべてを究明することは日清戦争に関する研究にとっては重要なことになるだらう。李鴻章外交に関する研究の限りのある資料を総じて見れば、彼の外交は概して平和主義で、外国との妥協が多くつたため、多くの人から軟弱外交として批判されているし、「避戦求和」（戦争を避けて和解を求める）、「以夷制夷」（夷を持つて夷を制す）、「畔不自我升、則和局可保」（自から挑発しなければ和解局面は確保できる）、「理」と「勢」の均衡関係の重視などが李鴻章外交の特徴であると多くの研究者に認識されている。⁽⁵⁾しかし、彼のこのような外交の前後のつながりとその必然性に関する研究や、彼の外交を彼の生涯の時期と歩みとを結びつけて進める研究などはあまり進んでいないため、彼の日清戦争における外交全体にいまだに不明確なところがあり、その主な特徴などについての納得のいける徹底した分析もあまり見られない。

そこで、本論においては、できるかぎり複雑的かつ広範な内容構成を持つ日清戦争にあわせて、研究の視野をもつと広げて少年時代の彼の成長、軍事畠における彼の歩み、洋務運動における彼の役割などと彼の外交とのつながりの究明を試み、そして日清戦争にからむすべての異なる時期と事件における彼の外交戦略と指導などの分析を通して、日清戦争における彼の外交の全体図を把握した上で、その主な内容と特徴などを解明し、最後に彼の外交の歴史的な役割を自分なりにまとめてみたいと思う。

一 日清戦争までの李鴻章

李鴻章の研究について梁啓超は以下のように述べている。「李鴻章という人物を評論しようとするならば、李鴻章が活躍していたその国とその時代について、以下のような二つのことを十分に認識すべきである。一つは李鴻章が生活し活躍していたのは、数千年以来続いてきた君主権専制の国であり、しかもこの君主権体制が、絶頂点に達し切るほど完璧に進化されている時代である。一つは李鴻章が生活し活躍していたのは、満州人に侵入され支配された、中原華夏の国であり、しかも満漢が久しく混同し、漢人権利が徐々回復されつつある時代である」⁽⁶⁾。この論述から分るように李鴻章時代の清國およびその時代の最大な特徴は勿論、李鴻章に関する研究にとって重要な意味を持つ、と考えるべきである。序論にも述べたように本論では、李鴻章生涯のすべてを取り扱うのではなく、主に広義的にとらえるべき日清戦争における彼の外交のみを論じることにするが、それにしても日清戦争までの李鴻章の主要な経歴と、そこから生じた李鴻章生涯への影響などを無視しては研究の目標達成は、非常に困難なことになりかねないとと思う。したがって、この部分において李鴻章の日清戦争までの①李鴻章の青少年時代、②軍事分野を歩む李鴻章、③洋務運動における李鴻章といった三點を取り上げて、彼の日清戦争における外交とのつながりを検討して見たい。

1 青少年時代の李鴻章

中国の伝統風俗から言えば、旧暦の正月一日をすぎれば、正月五日が最も重要な日になる。なぜならば、正月五日の日を「財神」（福の神）の生誕日とされているからである。⁽⁷⁾清朝道光三年正月五日（公暦一八二三年二月一五日にあたる）に各家庭がその年の一番豊富なご馳走を用意して「財神」のご到来を心より迎えようとしている時に、安徽省庐州府のある村に豪邸を持つ、清朝廷刑部官僚李氏の家に一人の男の赤ちゃんが生まれた。儒教文化の信仰から見

れば、この男児の出生は最大の幸運事になるだろう。実はこの一五日に生まれた男児はのちに清末期の政治、外交、軍事などの舞台で限りのなさそうな権力を三十数年もふるつていた清末期の有名な政治家の李鴻章である。

李鴻章の青少年時代の成長に最も影響を与えたのがまず、言うまでもなく李鴻章の家庭である。李鴻章祖父李殿華は「科挙出世」に失敗した後、一家の家族を率いて、農村で中国の典型的な「耕讀之家」（農作兼勉学の小地主家庭）を営むことになった。勿論、祖父の家庭は小地主家庭であっても、豊かな家庭でもなければ、朝廷内の高級官僚と何らかのつながりもなかつたようである。それにしても祖父殿華は自分の四人の息子に対して、しっかりした教育を行い、子供の勉強を大事にしていたということが殿華の四男で、李鴻章の父である李文安の「科挙」出世の大成功から読みまるだろう。

李鴻章の父李文安は清朝嘉慶六年（公歴一八〇一年）の生まれで、幼い時から厳しい父の指導のもとに啓蒙教育を受け、その後も兄弟とともに懸命な読書勉強の生活を続けたのである。一八二二年二十歳になつたばかりの李文安は苦難たる読書生活をしながら、私塾を開いて塾の先生となり、「科挙」出世を目指して獅子奮闘の努力を続けたのである。一八三四年に李文安はやっと科挙の試験で「舉人」の資格をとり、それから四年後に戊戌科の進士に合格し、朝廷官吏層に仲間入りできる資格をとり、まもなく朝廷内の刑部官吏になつたのである。李鴻章の父李文安のこの科挙出世の成功をきっかけに、李氏家庭は長年にわたつて営んできた典型的な「耕讀之家」から一気に「科挙奮起」の「庐郡名門」に切り換へ、そして清王朝の支えとしての高級官僚地主階級になつたのである。勿論、この家族地位の大転換は李鴻章の人生と運命にとっても決定的な出来事であると言えよう。

李鴻章は六人兄弟の中の二番目であり、李鴻章の啓蒙教育は厳しい父でもあり、人生初の素晴らしい先生でもあつた父の李文安によつて行われたのである。李鴻章の父李文安は儒教倫理道徳の遵守者であり、管理政略にも優れた官

吏でもある。彼は温厚な人格の持主で、まじめで公正心の強い官吏であつたため至るところの人々に尊敬された人物であった、と伝わっている。⁽⁸⁾ このような父を人生の最初の先生にした李鴻章にしてみれば、まず、いやでも「仁・義・礼・智・信」などを重んじる儒教思想の持主である父からの影響を免れることは考えられないことだろう。このようにして、青少年時代の李鴻章は父をはじめとし三、四人の先生の指導のもとで、漢字、宋学経文史学などの勉学に大いに励みながら、父と同じように「科挙出世」を目指すのも当然なことだろう。李鴻章の家庭においては、もう一人一筆触れる必要のある人物がいる。それは他人ではなく李鴻章の母である。李の母は封建社会における典型的な良妻賢母タイプの婦人にすぎないのであるが、子供の教育と勉学を非常に大事にし、熱心で全力をあげて、様々な困難を克服しながら、子供達に「奮闘読書」を通して「学而優則仕」（学問がよくできければ官途に就く）という出世の道を徹底的にさせた婦人でもあった。李鴻章の出世から見れば、このような母の存在も非常に重要な意味があるだろう。

このような家庭環境にいる李鴻章は家族と先生達の希望を裏切らずに一八四九年、二十四歳の若さで科挙に合格し、進士の資格を獲得したあと、清朝廷の人材バンクと言われ、朝廷の文史改正、編纂などの重要な業務を担当している翰林院に入院し、編修を授けられたのである。

青少年時代の李鴻章のこのような人生の成功の道においては、もう一つ見逃してはならないことがある。それは彼が科挙のため上京して、当時の清朝の有力な官僚であった曾国藩と出会ったことである。⁽⁹⁾ 曾国藩は李鴻章の父李文安と同年齢、同戊戌進士で清朝廷内の親しい関係にある同僚でもあつたため、科挙のために上京したばかりの李鴻章は父の紹介で、曾の門下に入り曾について「義理經世学」（義理をもつて世渡りする）の、李にとって一番重要であると言える勉学が始まったのである。科挙におさめた彼の大成功も曾の出会いと曾に教わった教育のおかげだと言つても過言ではないだろう。一体、青少年時代の李鴻章が清末期の有力な政治家であった曾国藩と出会ったことは彼の人

生にとつてどんな意味を持つているのか、このことについて中国のある学者は以下のように述べている。

「李鴻章の父李文安が曾国藩と同世代であるため、少年の李鴻章は曾についてべんがくし、翰林の資格を取得することができた。また、曾国藩先生から学んだ「義理経世学」は李鴻章のすべきの基礎となつた。軍事戦略にしろ、國の大計の決定などにしろ、曾国藩に教わったのが最も多かつたため李鴻章は自分の一生において、曾を厳格な父として尊敬していたのである。⁽¹⁰⁾

いざれにせよ、以上に見てきた李鴻章の青少年時代の主なことから総じて、以下のようなことが言えると思う。

①、李鴻章の生家が清朝の有力な官僚大地主の家であったため、清王朝の統治制度を維持することは彼にとっては当たり前のことであり、彼ののちの多くの外交政略と指導なども清王朝の統治の維持を最高原則にして謀られていたのである。⁽¹¹⁾

②、儒教思想、倫理道徳を重んじる父を啓蒙教師にしたことや曾国藩に教わった「義理経世学」などから彼の「理」と「勢」の関係を重視した外交思想の源を見出しができそうな気がしないでもない。李鴻章の「義理」外交について、「李鴻章は初めて外交に触れたとき、道義觀念をもって対応していたようである。…李鴻章は君子友人との付き合い方で国際関係に対応するから失敗するのが当然だろう」と指摘されている。⁽¹²⁾

③、青少年時代の李鴻章にとっては、何よりも重要なのは曾国藩を教師にしたことであろう。彼の生涯の歩みを見ると、曾国藩との出会いがなければ、清末期の最有力な政治家として活躍できた李鴻章の人生も成り立たないかもしないだろう。

2 軍事分野における李鴻章

李鴻章の生涯においては、直隸総督兼北洋通商大臣という清末期の政治、外交、軍事などの大権をすっかり掌握した重要なポストに就くまでの彼の軍事畠における歩みも見逃すことのできない重要なことである。したがってこの部分において、彼がいかなることを契機に軍事畠を耕すことになったのか、そして軍事畠において、いかなる業績を成し遂げたのか、これらの業績は彼の一生、特に国際舞台で展開された彼の外交にとつていかなる意味を持つのか、といつた問題点を考慮に入れて、彼の軍事畠における歩みを検討してみたいと思う。

前に述べたように一八四七年、わずか二十四歳の李鴻章が多くの人々の希望どおりに科挙試験に合格して進士になり、それから三年後の一八五〇年に翰林院入りをし、編修になつたのである。

しかし、いつもいい事ばかりはない。彼が翰林院の編修になつた年の翌年の一八五一年の初めに、おそらく彼には少しも予想できなかつたかもしれない、大きな出来事があつたのである。この出来事は、彼の儒教を重んじる読書人の生活に大きな影響を及ぼし、ある意味で彼の人生の道を大きく変え、軍事畠を歩きざるを得ないことをさせたのである。この大きな出来事は他の何事でもなく、一八五一年一月に西南地区の広西省あたりから勃発した洪秀全を中心とする農民蜂起で、いわゆる太平天国農民運動であった。この太平天国農民蜂起は素速く長江流域の広範な地域に広がりわずか二年の戦闘を経て、南京を占領して、清朝政権とまつ正面から対立する農民政権を成立した。それだけではなく、太平天国農民軍の拡大につれて、全国各地に多くの反清民家蜂起が起り、まもなく巨大な反清朝政府の潮流が形成された。⁽¹³⁾

それにもかかわらず、当時の清朝政府の官僚および政府軍の腐敗現象が益々深刻な問題となり、したがって、政府軍による農民蜂起軍鎮圧は絶望的な局面に置かれている。しかしこれと対照的なのは、地方の一部地主豪紳が私有軍

隊を持って、農民蜂起を鎮圧することによって、自分の勢力範囲を守ろうとするために「團練運動」（地方地主による武装軍隊の創立）を起して、しかも脚光を浴びながら農民蜂起軍鎮圧に大きな役割を果たし始めたのである。このような「團練運動」において大いに成功し、のちに中国近代史上初の軍閥の一つまで発展したのが、よく知られている曾国藩の湘軍である。¹⁴⁾

また、このような地方地主による「團練運動」は、農民蜂起軍とりわけ太平天国農民軍の鎮圧に、悩まされている清朝政府に大きな希望を与えることになり、当時の清朝皇帝咸豐はできるかぎり、政府軍による農民軍鎮圧を強化すると同時に、地方地主の團練勢力を利用して農民軍鎮圧に充てるために、多くの朝庭官僚を地方團練運動を促進するための團練大臣に任命することにした。当時、翰林院の編修を勤めている李鴻章も清朝廷のこの計画から免れることではなく、一八五三年に李鴻章は自分の故郷である安徽省の太平天国農民軍を鎮圧するための、安徽省團練運動指揮に任命された呂賢基の助手として故郷に戻り、團練を行って、農民軍を鎮圧することに従事するようになり、純粹な儒教を重じる読書人が従軍し、軍事畠を耕す第一歩を踏み出したのである。¹⁵⁾

この時からすなわち、一八五三年から一八五九年一月に曾国藩の湘軍に投身するまでの五年間を、李鴻章の軍事畠における歩みの第一時期にすることができる。この時期の主な任務は地元の團練運動を進め、農民軍を鎮圧することであった。大きな農民軍鎮圧の戦いは二回ほどあり、李鴻章本人も一定の功績があつたため、地方功賞を受けたこともあつた。¹⁶⁾しかしながら、この時期の李鴻章はその努力にもかかわらず、①安徽省に存在する太平天国農民軍がもう一つの捻軍と呼ばれた農民軍と呼応して、反清朝政府の勢力を一段と強めたため、清朝政府軍と团連が四面楚歌の苦境に陥つたこと。②歴任の安徽巡撫や軍統帥將軍のなか、凡庸無能者が大半を占めるため、李鴻章は有力な支持者を得ることができなかつたことや、封建的な官僚間の他人をおしのける暗い戦いの苦しみも嘗めさせられたこと。^③

純粹な読書人から一気に従軍したため、軍事知識も、実戦経験も足りなかつたことなどがあつたため、亡くなつた父から以下のような遺言を受けた。

「賊軍が氾濫し、民衆の生活が乱され、われわれ親子とも国の恩恵を受けており、賊軍が消滅しないかぎり、家も成り立たないため、君は全力を尽くしてわれの志を達成しろ」⁽¹⁷⁾。この厳格な遺言を受けたにもかかわらず李鴻章のこの時期における団練活動、農民軍鎮圧も予想どおりに進まず、結局は敗北的な結果になつてしまつたのである。⁽¹⁸⁾

このような苦しい状況に陥つた李鴻章を救つたのは他のものではなく、青少年時代の恩師で、団練運動から身を起した曾国藩であつた。具体的に言えば、一八五九年一月に李鴻章は曾の湘軍の軍費管理を担当している実の兄李翰章からの勧めに加えて、昔からの恩師と弟子の関係もあつたため、曾国藩の湘軍に入軍することができた。このことは李鴻章にとっては人生の新しい出発点となり、彼の軍事畑における歩みの最も重要な一步を踏み出したことにもなつたのである。なぜならば、李鴻章が曾国藩の湘軍に入った年の翌年の一八六〇年六月に、清朝政府は勢力を極めた太平天国軍と捻軍を鎮圧して深刻な危機にたたかれている清朝統治を維持するために、曾国藩を兩江總督に任命し、欽差大臣の名義で江南軍事を指揮するための権限を曾に与えた。⁽¹⁹⁾ 強い権力を手にした曾は、さっそく太平天国軍鎮圧の軍事戦略を決めた。この新しい軍事戦略の実行にあたり、曾は李鴻章を江蘇巡撫に推しつけ、そして彼に安徽省安慶あたりの團練をもとに淮軍を編成し、編成される淮軍を率いて上海に赴き、上海にある洋人「常勝軍」と協力して、農民軍鎮圧に努めるということを命じた。このことが李鴻章のはじめての独自の軍隊を創立し、重要な財源地である上海を抑え、そしてこの上海を利用して自分の軍隊を曾の湘軍と肩を並べることのできる軍隊に拡大していく大きな契機になつた。特に一八六四年頃になると、太平天国軍も、曾の湘軍、李の淮軍、英仏連合軍などからの強烈な鎮圧を受けて消滅してしまつたが、しかし太平天国農民軍の血だまりから中国近代史上初の軍閥が現れたのである。

この初の軍閥は、曾国藩の湘軍、李鴻章の淮軍、左宗棠の楚軍という三つの軍隊からなっている。これもいわゆる「同治中興」の三大名将と三大軍隊である。⁽²⁰⁾ 最も重要なのはこの三つの軍隊の中で、曾の湘軍は曾の死亡⁽²¹⁾でほとんど解散してしまったし、左の軍隊は西北地方に派遣されて、あまり成長できずに一つの地方的な軍閥にとどまつた。唯一勢力が大きいに拡張され、最後に清朝政治を左右するまで成長できたのが李の淮軍だけだということである。李が清末期の中国の政治、軍事、外交などの大権を掌握したのも、淮軍という大きな支えがあつたからである。

李鴻章の軍事畠における歩みについては、彼が一八七〇年に自分の恩師曾国藩のかわりに、直隸總督兼北洋通商大臣に就任してから海軍の建設に力を入れて作りあげた北洋海軍も、彼の軍事畠を耕すもう一つの注目すべき重要な業績であり、彼が清末における政治、軍事、外交の大権を存分にふるうことができた、もう一つの欠せない大きな支えでもあつた。

実は、海防問題は近代の中国が阿片戦争以来の欧州列強の侵入と挑戦を受けて、提出された重要な課題の一つであり、国家の独立した地位と民族の前途に直接にかかわる全体的な問題の一つでもあつた。一八七〇年代に入つてから、国内農民蜂起の鎮静化と資本主義列強の侵入の深刻化につれて、内部的な矛盾が大部緩和されたのに対し、清国と列強との矛盾が一段と激化されたのである。このような情勢に直面した清朝政府は対外関係に視点を移さざるを得なくなり、新式海軍を創立して海防を強化することを決めた。具体的な実施策として、まず六カ条からなる「海洋水師章程」を定め、この六カ条の規定を指導要綱にして、中国の長い海岸に沿つて北洋、東洋南洋という三つの海軍を建設する運びとなつたのである。⁽²²⁾

当時の李鴻章はこのような海防強化と海軍建設の最も有力な海防論者の人である。彼は清政府が決めた上述の海軍建設に関する規定と計画に同意しただけではなく、海軍建設に最も熱心だった丁日昌に、六カ条の「海洋水師章程」

の実施細則にあたる「海防条議」の作成を指示したりして、海軍建設に全力をあげていたのである。こうやって作られた「海防条議」は、実は六カ条の政府規定をはるばるに超え、もっと広い視野から海防強化の方法を論じ、経済分野における改革と近代化問題まで触れていたのである。このような経緯があつたため、李鴻章は清朝政府からの任命を受け、北洋海防強化と北洋海軍建設の最高責任者となつた。また、中国近代史上初の最大規模の海軍を作り上げたことによつて、李鴻章の政治、軍事、外交における権限もさらに強められたし、それからの李鴻章の大活躍にとっては、この北洋海軍の存在は無視できない重要な意味を持つようになつたのである。

3 洋務運動と李鴻章

「李鴻章の生涯について言うなら、農民蜂起軍の鎮圧を除けば、残りの主な活動は洋務と外交である」と論じる者もいるほど⁽²²⁾、洋務及び洋務運動は李鴻章の生涯において重要な意味を持ち、李鴻章の清末期における外交の展開と切り離すことができないほど密接に関係していると思われる。

(1) 洋務運動とは

洋務とは最初に「夷務」とも称されていたが、広義的に西欧資本主義諸国と関連のあるすべての業務、例えば外交、通商、西欧諸国からの兵器輸入、機械生産、科学技術の導入などを指しているが、しかし、一般的に言わせている洋務および洋務運動とは、清末期の一部の実権官僚や軍閥が、一九世紀六〇年代の初期から九〇年代の半ばにかけて存続の危機にたたかれている清朝の封建的統治を維持するために、西欧諸国から武器を輸入し、機械生産および科学技術を導入したことを探している。⁽²³⁾ 内容的に考えれば、洋務運動というものは西学を媒介とする一種の改革論ないしは改革運動である。換言すれば、伝統的体制の根本には触れないで、むしろこれを維持する手段として「洋務」の

一格をつけ加えようとするものである。その主眼はテクノロジーや、軍事技術などに置かれていたのである。このような洋務運動の主な担い手は当時の上層官僚や、新しい軍事力を形成した地方の総督巡撫などである。彼らのほとんどは太平天国農民軍鎮圧の経験を通して、洋務の実践を重ねたものである、その中心的な役割を演じた人物は李鴻章である。

洋務運動の中心は、前述したように軍事技術にあつたためまず、外国製武器の購入から始まる。やがて自ら武器を製造しようとして武器を作るに、必要な工作機械を輸入する。さらに工作機械その数を中国で作ろうとすると同時に、武器や工作機械の製作技術ならびに操作を学ぶために、中国に学校を設立し、あるいは留学生を欧米諸国に派遣する。このような内容からなっている洋務運動を大ざっぱに二つの段階に分けることができる。一八六〇年代における洋務運動は、主に西欧諸国からの軍艦、弾薬、鉄砲などの武器の輸入し近代化された軍事工業の建設、軍備を充実させるための新式海陸軍の訓練および洋務関係の人材の育成などから成り立っているのに対して、七〇年代以後の洋務運動は、軍備充実と人材育成を続けると同時に工業礦業、造船电信電報業、鉄道および紡織などの民用企業を建設する以外に新式学堂を開いたり、留学生の海外派遣をしたりするのが、主要な内容となっていたのである。

また、このような洋務運動の展開の主要な特色からついて、以下のように洋務運動の時期区分をなされている学者もいる。⁽²⁴⁾

第一期（一八六〇年—一八七二年）は軍事工場の設立段階で外国から近代的な戦艦、鉄砲や、その製造技術を輸入し、曾国藩、李鴻章、左宗棠らによって熱心に推進された。

第二期（一八七二年—一八八五年）は当時の内外の情勢と洋務運動の展開により、軍事工業に関連した企業を設立した段階である。この段階の歴史的な背景として、農民蜂起軍の鎮静化について西欧列強からの門戸開放、通商自由

などに関する強い要請があつたということだろう。

第二期（一八八五年—一八九四年）は第一期の官営軍事工業と第二期の各種の官督商弁企業への発展を経て、すでに二五年の歳月を通過し、外觀上は近代工業の規模をそなえるに至つた段階である。

(2) 洋務運動における李鴻章の業績

洋務運動における李鴻章の役割について、「自強運動（洋務運動）は変訴總理衙門大臣から始まり、曾國藩によつて唱えられ、普遍的に行われるようになつたが、始終に主役を演じたのが李鴻章である。」⁽²⁵⁾と評価されている。

一八六〇年代初期に洋務活動が始まつたばかりに清朝支配層の中に洋務派官僚が現れ始めたのである。最初はそんなに多くはなかつたが、洋務運動の進展につれて「師夷長技」（西洋の長所を学ぶ）や、「求強求富」（強と富を求める）などのスローガンのもとで多くの紳士、商人が積極的に参加するようになつたのである。⁽²⁶⁾現れた多くの洋務派の中に代表的な人物は清朝廷内においては總理衙門大臣恭親王奕訢、戸部侍郎文祥などであるが、地方官僚においてはやはり曾国藩、左宗棠、李鴻章などがある。また、これら代表的な人物の中には最も多くの事業を行い、最も多くの業績をあげたのがやはり李鴻章であると言われている。

① 自強、富強の洋務思想

李鴻章の洋務活動は一八六二年に彼が淮軍を率いて上海に入った時点から始まつたのである。彼は上海に着いて、上海を拠点にして上海の洋人軍であった「常勝軍」と手を組んで太平天国農民軍を鎮圧することを通じて西洋の鐵砲の威力に驚かされかつ感服させられてしまつた。そこで彼は「中国の軍事武器がはるかに西洋のそれに劣ることは恥である」と述べ、「私の唯一、気になることは、外国の鋭い武器は百倍も中国より強いことであり、早めに自強を図り兵隊制を変えなければ非常に危険なことである」と「自強」の重要性強調していた。⁽²⁷⁾しかし、彼は逆に「中国の文武

制度はすべて西洋人にまさる」と考えていた。⁽²⁸⁾したがって、彼の「自強」論に基づく洋務運動の目的は、西洋武器の輸入と生産、西洋法による軍事訓練を通して清王国による封建的統治を維持するところにあり、彼の洋務運動の重点は西洋武器の輸入生産にあるということが分るだろう。また、洋務実戦の経験が深まるにつれて、「富」と「強」の関係の重要性に気がつき始め、「洋務も練兵も、もし同時に変法を行わなければ、よい結果は生まれない」と主張して、富を求める通じて「自強」を圖らなければならないと考えるようになった。しかし、彼の言う「変法」とは軍事体制や科挙制などに対する修正を指しているだけで、清王朝の根本的な制度を変えるという意味での「変法」ではないのである。

② 外須和戎の考え方

もう一つ注目すべきなのは、彼の主張している「變法」は外国に対する妥協外交という前提のもとで進められていることである。つまり「外須和戎内須変法」の考え方である。⁽²⁹⁾彼のこのような「外須和戎」（外国と平和であるべき）の考え方は、西欧列強の強い軍事による威嚇から生じたものであり、結局このような「外須和戎」の考えは彼を懸命に妥協を求め、列強への抵抗を反対し、「戦必敗」（戦えば必ず敗北する）の戦争失敗論者に導いてしまったのである。彼のこの「外須和戎」の主張から、のちの日清戦争をめぐる彼の外交の一つの特徴とも言える「避戦求和」（戦争を避けて和解を求める）の由来が分るような気がしないでもないだろう。

李鴻章の洋務運動における実績であるが、実は李鴻章が中心となつて行われた洋務の諸施策は極めて広範囲にわたるが、最も注目すべきなのは北洋海軍の建設とアジアにおける最初の製鉄所である湖北煉鉄廠の建設である。

前に述べた洋務運動の三つの時期に沿つてまとめてみると、李鴻章の洋務運動における主な実績は以下のようなものがある。⁽³⁰⁾

第一期（一八六〇年—一八七二年）においては、李鴻章はまず一八六二年上海製造砲局を設立し、イギリス、フランスの兵器製造の専門家を雇い、弾薬を製造させた。一八六三年彼は蘇州を太平軍から奪回したのちに上海松江にあった弾薬製造工場を蘇州に移し規模拡大して蘇州砲局を設立した。一八六五年には上海虹口にあるアメリカ人の大規模な造船、兵器工場を購入し両者を合併して江南製造総局と改称した。一八六七年には最初は造船が主であったのが、のちに鉄砲、火薬などを製造する工場を上海の城南に建設した。一八六五年に李鴻章が南京で兩江總督に就任したとき、蘇州砲局を南京に移し金陵危機局を設立した。この時期においては李鴻章はあまり造船業に手をつけなかったのである。それは李鴻章が左宗棠の造船の失敗に鑑みて造船の計画を断念して、一八七五年以後からもっぱらイギリス、ドイツから船艦を購入することを決めたからである。

第二期（一八七二—一八八五年）においては、李鴻章は一八七二年にアメリカ通の容閎の意見を受け入れて、輪船招商局を設立したのである。これが鉄砲艦船などの軍事工場から交通運輸などの事業を始めるきっかけとなつた。一八七八年には彼は天津に開平鉱務局を設立し、そして開平炭鉱の石炭を輸送するために、一八八一年には唐山と胥各莊の間に鉄道を敷設したのである。そのほかに李鴻章は一八八二年に上海において機器織布局の設立を上奏した。

第三期（一八八五年—一八九四年）においては、かれはまず一八八六年に前述した唐山胥各莊間の鉄道を延長し、翌年の一八八七年に朝廷からの協力を得て鉄道をさらに山海関天津、北京まで延長することを決めた。実際に完成したのが一八八八年のことであった。この鉄道建設を実現させるために設立されたのが天津鉄道路公司であった。

前の三つの時期の内容から分るように李鴻章の第一期における洋務活動の主な内容が、兵器輸入や兵器製造工場などの建設であるのに対して、第二期の主な内容は軍事製造業から一般民用製造業の建設への変更である。第三期の特徴は鉄道の建設にあるということが分るだろう。

二 李鴻章の対韓外交

周知のとおり、日清戦争は朝鮮の支配をめぐる日本と清国との対立から発生し、その直接なきっかけは挑戦への出兵事件である。したがって日清戦争の研究にあたり、日清両国の朝鮮支配の争いから生じた様々な朝鮮に関する問題の究明は極めて重要な意味がある。それどころか、かかる朝鮮問題自体を広義的に捉えるべき日清戦争の一局面として考えるべきであろう。このような見地から考えれば、本論で扱う李鴻章の日清戦争における外交の研究も当然、かかる朝鮮問題をめぐる李鴻章の外交からスタートを切らなければならないだろう。

1 息事寧人之計、牽制政策

朝鮮は昔から戦略的には極めて重要な意味を持つところである。ところが日清戦争までの朝鮮は清国の属国として清国の宗主権統治のもとに置かれているのである。それでは、このような位置にある当時の朝鮮および朝鮮に侵入しようとしている日本に対して、李鴻章を含む清国の統治者はどのように認識していたのだろう。

当時の清朝庭に上奏された官僚達の文書のなかに以下のようないわがある。「各国において中国をねらう者はまず朝鮮占領のことを図る。それは朝鮮を得れば中国にとつては左の臂が折れたようなこととなり、それから中國東三省を制して中国の根本を揺すことができると考えられるからである。また、各國は朝鮮の他人による率先の上領を恐れ、それを抑えることができないと判断すれば、朝鮮を分割して一部を独自の勢力範囲にして立足することだろう。敵は必ず奪おうとするがわれらはそれに譲歩してはならぬ」。⁽³¹⁾この上奏には、朝鮮は当時の清国にとつてはどのような戦略的な意味を持つ存在なのかはつきり書いてある。

当時の日本に対して以下のような認識が読みとれるのである。

又称聞日本近遣幼童分往儀美両国、學習製造船礮鉛藥及一切事器之法、期以十年而回。此事如確、日本必強、

有明倭患、可為豫慮。⁽³²⁾

これは總理各國事務恭親王等の上奏の一部分である。

若夫以師法西人為恥、此其說尤謬。夫天下之恥、莫恥於夫若人。查西洋各國、數十年來、講求輪船之制、互相師法、製作日新。東洋日本、近亦遣人赴英國學其文字、究其象數、為仿造輪船張本、不數年亦必有成。西洋各國、(33)

雄長海邦、各不相下者無論矣。若夫日本蕞爾國耳。尚知發憤為雄。獨中國狃於因循積習、不思振作、恥孰甚焉。
これは同文館に算學館を増設する總理衙門の上奏の一部である。主に日本が少年を露米両国に一〇年間留学させて、艦船や大砲彈薬をはじめとする武器の製造を学ばせていると聞くが、もしこれが確かなことであれば日本は必ず強国となろう、明代の倭寇のことがあるので、中国は予め考えておかなければならぬ、などのことを論じているし西洋人について学ぶのは恥であるという保守派反対論に反駁した箇所もある。

この時期の李鴻章は以下のような上奏を行つて自分の認識を述べている。

「日本は明代の倭寇であり、西洋からは遠く中国から近い、もし中国が自立することができれば、日本は中国に味方して西洋に対抗することになるが、もし中国が「自強」することがなければ、日本は西洋にならつて中国侵略に参加することになる。さらに、日本は小国ではあるが、時期を逸さず国家の方向を転換しているとして、中国も日本にならつて「變計」すべきである。」⁽³⁴⁾

以上の上奏は大体清修好条規が締ばれるまでのもので、これらの上奏文から見られるようにこの時期の洋務派を中心とする清国官僚は日本が武器艦船の購入製造、留学生の欧美派遣などの「自強」を進めているし、また日本は明代の倭寇であり、「自強」によって強国化すれば中国にとり脅威となることなどを論じているが、その主旨は中国において洋務運動を推進するために、日本の例をあげて、中国も後れをとつてはならぬというところにあって、日本の

「自強」努力あるいはその結果としての脅威を直ちに中国にとり現実性をもつ問題として捉えていたのではなかったようである。

しかしそれから朝鮮問題をめぐって若干の事件が起り、清国の總理衙門をはじめ多くの官僚は日本に脅威を現実的なものとして捉えかなりの懸念を抱くようになったのである。

まず一八六七年一月に香港に八戸事件が起った。⁽³⁵⁾ この事件は当時香港滞在中の八戸順叔たる人物が日本の国情について、新聞に寄稿したことに端を発する。この寄稿の主な内容は、日本は内政の改革を進めており、とくに軍事面については火器や汽船の導入など精強化に努め、現在蒸気推進の軍艦八十余隻を保有している。また、幕府はイギリスに留学生を派遣したが、彼らは服装もヨーロッパ式に改め、皆英語に精通している。ほかに朝鮮王国は以前五年に一度江戸の將軍に朝貢していたが、これを廃して久しいので將軍は問罪のために朝鮮に派兵することを計画している、というものであった。

ところでこの八戸事件の前の一八六六年二月にフランス人宣教師及び朝鮮人力トリック教徒に対する大弾圧に端を発するフランスによる朝鮮江華府を占領して、漢江口を封鎖という事件が起っていた。⁽³⁶⁾ また、これと別に一八六六年八月にアメリカの武装商船シャーマン号が大同江を溯航し、帰路擱坐して朝鮮軍民の攻撃を受け、乗組員全員が殺害されるという事件も発生していた。⁽³⁷⁾

これらの事件をめぐって当時の清国は列強の朝鮮侵略に懸念を強めたが、米仏については両国が相互に牽制しているので、直ちに朝鮮を占領して自己の領土とするということはあるまい。しかし、日本については牽制されることはなく、朝鮮を占領しないとは保障できないし、もし朝鮮が日本の占領地となれば、日本は中国と隣接することになり、その悪いは切実であり、フランスの侵略に比べれば清国にとって一層甚しいものとなろう、と判断したようである。

以上の分析から当時の清国官僚の日本及び朝鮮問題に対する認識を以下のように整理することができよう。

①日本は新式の武器や艦船の購入・製造・使用、さらにこれらの技術修得のための留学生の欧米派遣といった「自強」政策を推進しており、この結果、欧米列強の侵略に対し、中国よりも有利に対処している。

②明代の倭寇の故事に鑑み、日本が「自強」政策を遂行して強國化すれば中国にとって脅威となる。

③朝鮮に関しては、英仏米がキリスト教布教と通商とにのみ関心を持つに対し、日本は領土併合を企てるかもしれない、英仏米よりも危険である。

ところがこの時期の李鴻章は日本および朝鮮問題について基本的には上述したところと同じような認識を持つていたことが、前に引用した彼の上奏文から分る。しかし清国外交の代表者の立場から具体的にどのような外交方針を進めるべきなのかということについて、彼は一八七〇年に日清修好条約締結交渉のために中国に来た柳原前光一行との交渉の結果も踏まえて總理衙門宛に以下のようないの見識がみられる書簡を送った。³⁸

①日本は英仏などと通商条約を結んだにもかかわらず、外国人海關稅務官の採用とキリスト教の布教を許していい。これは中国に比べると有利な点である。また、日本は西洋から機械や軍艦などを購入しているだけではなく、自らもっと優れた小銃大砲を製造しているため、他の東アジア諸国よりその軍備は強力である。

②日本は中国の近隣にあり、しかも漢文に精通しているため、日本と連合して日本を中国の「外援」となすべく、日本を欧米の「外府」にしてはならない。将来締約する場合に、使臣を日本に駐在させて在留中国人の管理と日本側との交渉にあたらせるべきであるし、日本との条約は清国が英仏露などと結ばれた条約とは異なるものにしなければならない。

周知のとおり、彼はこのような見解のもとで全力を尽して一八七一年に日本と他の国と結ばれた不平等条約とはまつ

たく異なる対等的な条約——日清修好条約を結んだのである。

このような対等的かつ平等的な日清修好条約に対する一つの挑戦もあり、李鴻章の外交に対し大きな衝撃を与えた、もとと具体的な態度と措置が迫られたのが一八七五年に起きた江華島事件および江華島事件の処理の結果として結ばれた日朝間の「江華条約」（日鮮修好条規）である。

一八七五年九月に日本は故意に江華島事件を起したのである。⁽³⁹⁾ 事件の後、日本政府は朝鮮政府の責任を問うという口実のもとに、強い軍艦の威容を示しながら代表を朝鮮に派遣して、ねらうどおりの条規の締結にあたらせると同時に宗属関係を口実に清国が介入してくるのを警戒して、一八七五年一一月に外務少輔森有礼を駐清特命全権公使に任命し、清国総理衙門への了解工作にあたらせたのである。森公使が北京に着いたあと、清国総理衙門の恭親王変訴等と会見して日本の見解を述べた。主な内容は朝鮮が中国の属国であるということは「徒空名耳」（形だけである）のことになってしまっているため、日中間の修好条約は朝鮮問題に適用できないから、日本は独自にそして直接に朝鮮問題の処理を行うつもりである、といったものである。これに対して変訴は「朝鮮は中国の属国である以上、日中修好条約を朝鮮問題に適用することができる。日中両国は互いに属邦を侵略してはならない」と強く主張して日本側の要求を拒んだのである。⁽⁴⁰⁾ 当時天津にいる李鴻章は高い関心を持ってこの会議を注目していましたし、日本の交渉は「議和」はただの名目にすぎず、その本意は戦争準備を進めるところにあるということに気づき、一方の朝鮮は日本からの挑発を恐れているだけで日本と「議和」する気持はない、と見ていたようである。また、朝鮮は日本の軍事力に対抗することができないため、日清修好条約をもって日本勢力の朝鮮への拡張を防ぐ以外に方法がないと考えていた。一方の森公使においては、既に日本出発前より東洋随一の政治家と目せられた李鴻章と会見して、一般政局について意見を交換する希望を有しているし、まして総理衙門との意見対立に悩まされている時期なので、李鴻章の干与によって

総理衙門の空気が好転することをも期待していたのである。したがって一八七六年一月に森有礼は李鴻章を訪問し、朝鮮問題について会談を行つた。⁽⁴¹⁾ 本題の朝鮮問題に入る前に両者間に以下のような対話があり、この対話は日中両国の改革過程における時代的隔りを反映していると言えるだろう。李鴻章は森有礼が歐米にいたことを知っていたので、彼に漢字と洋学についての見方を聞いた。森は「西洋の学問は十分役に立ちます。中国の学問はただその三分しか役立たず、その他の七分は古臭いもので、無用になりました」と答えた。すると李は日本が西洋の七分を翌つたのかと問うと、森は尚五分も足りないと答えた。李は衣冠さえ変わったのにどうして五分にもならなかつたのかと問えば、森は「ただうわべの技芸を学んだだけで、西洋のように自分の頭脳から方法を考え出せる者は一人もいません」と答えた。⁽⁴²⁾ 両者のこの雑談から中国の旧式外交と日本の新式外交の間に外交技術がかなり異なつてゐるということが反映されていると思う。

会談の本題である朝鮮問題に入つて両者間に以下のような話が交わされている。⁽⁴³⁾ 森は「私から見れば、和約はあまり役に立たない」と言つたら、李は「両国友好はすべて条約によるものであるのに、なぜ役に立たないか」と反論した。森は「和約はあくまでも通商に関する事にあてはまるだけで、國家大事になると、国力の強さによつてきまるので、必ずしも条約に依るとは限らない」と言つたことに対し李は「これは謬論であり、力を持つて条約を犯すことは万国公法においてはゆるさないことである」と反論を加えた。これに対して森は「万国公法も使用しなくてもよい」と答えた後、李は「万国は公法を犯すことを許さない」、「和は和の気持ちを指し、約は人の心を拘束するものである」と述べた。これに対して森はこの和気はすべての機会を利用すべきと答えた。森のこの考えに対して李は「森大人はまだ若くして氣強いからこのような謬論を発したのである」と、対応した。両者のこの対話から当時の西洋文化および国際情勢に対する両国外交の見方にはかなり異なるものがあるということが分る。李鴻章は万国公法をひた

すら重じるだけであって、このような万国公法は列強の侵略行為を抑制するには非常に弱いものであることにまったく気づいていないようであった。

森有礼と李鴻章の会談は以上に述べたように進められていたが、会談の最後に李が森に「徒傷和氣、毫無利益」（和氣にきづをつけることは何らの利益にもならない）の八字を書いて送ったことに示されているように、かかる朝鮮問題に対して李鴻章は「息事寧人之計」（事件をなくして人を安定させるべき）の方針を取り、しかも朝鮮国に対して日本との「通商往来」を勧めたのである。⁽⁴⁾ その結果として周知のとおり、朝鮮は日本の武力と宗主国の中清の「息事寧人」の態度に悩まされ余儀なく、一八七五年一月に日本といわゆる「江華条規」を結んだのである。同「条規」は十二カ条から成っており、その要点は①「朝鮮國ハ自主ノ邦ニシテ日本國ト平等ノ權ヲ保有セリ」（第一条）、②両国は使節を相互に派遣しうる。交渉が終った場合には滞留しうる。③朝鮮は釜山ほかに港を貿易のために開き、貿易港には日本は領事を駐在させることができる、などである。

この条規の締結は日本に朝鮮が「自主ノ邦」であることを口実に朝鮮問題に対して中国の干渉を排除し、直接交渉するような立場を与える、朝鮮侵入の基盤づくりの第一歩となつたと言えよう。

また、李鴻章は、日本勢力の朝鮮國への拡張は必ず西歐列強の朝鮮での争いを引き起してしまい、朝鮮が列強から患ひを蒙るならば、中国にとっては非常に危険なことであると考えていた。つまり李鴻章は政治的軍事的に朝鮮を制圧することは考えていいなかつたようである。彼が恐れるところは北の露國、南の日本の武力侵略であつて、しかも朝鮮が一度その手に落ちれば、直ちに東三省を失う結果になることを知っていた。しかし、日露両国の朝鮮侵略を妨げるには列強を誘つて朝鮮に入れ、そこに列強の相互牽制、勢力均衡を作り出すとともに清朝の藩属関係を紐帶として朝鮮操縦を行えば足りるとの見通しをつけていた。また事実、当時の清國の武力から見れば、かかる手段に訴える以

外方法はなかつたことも彼の考への一つである。

要するに当時の朝鮮問題に対して李鴻章は上に述べた「息事寧人之計」の外交政策の以外に持ち出されたのが「奉制政策」である。この政策の実施にあたつては李鴻章はまず当時の朝鮮の実力者李裕元に書簡を送つて、自分の見解を示した上に「奉制政策」の実行を勧めたのである。⁽⁴⁵⁾ 彼の書簡の要点は以下の二点に集約されている。

①近年来日本の行動には疑うところがたくさんあり、日本の本音はどこにあるか非常に把握しにくいため、方法を講じて悪いを防ぐべきである。日本は明治維新以来、力を持って徐々に勢力を拡張しようと動き出している。日本の隣国である朝鮮と中国に対してその勢力を伸さないとは保障できない。したがつて防ぐ準備を怠つてはならない。

②朝鮮は軍事と外交の二つの面から措置を講じるべきである。軍事面においては、軍費確保と兵器訓練を行つて武力を強化することを通して防衛陣線を固めることである。外交面においては、条約を固く守り人に悪利用のチャンスを与えないと同時に、「毒を持つて毒を制す」の方法で欧米諸国との条約締結を進めることを通して「奉制政策」を実行すべきである。

李鴻章はただ「奉制政策」の実行を朝鮮に勧めただけではなく、自ら仲介して朝鮮と他の欧米諸国との条約締結に乗り出したのである。まず、李鴻章の仲介で朝鮮とアメリカとの間に鮮米ジューフエルト条約が結ばれた。この条約の締結について李鴻章は朝鮮に対して合衆国はヨーロッパ列強に比べて最も公平順善で、かつ国が豊かで、他国の領土を貪る意がないが故に先ず合衆国と条約を結ぶべきであると自分の見解を示していたのである。この鮮米条約に続いて、朝鮮と他の諸国との間に次から次へと条約が結ばれた。⁽⁴⁶⁾ これらの条約の内容はともあれ、その締結交渉に共通にみられた特徴は、第一に、中国の了解と斡旋、監視のもとに行われたこと、第二に、鮮米ジューフエルト条約がモデルとされたことである。

しかし事態の発展は李鴻章の思惑に反してまったく違う方向になってしまった。朝鮮は列強の侵略から免れるどころか、完全に列強の植民地にされてしまい、ひいては中国東三省まで列強の勢力を導くことになってしまったのが周知のとおりである。

2 壬申軍乱と甲申事変

一八八二年七月、朝鮮の首都ソウルで軍卒の反乱がおこった。軍卒の反乱に民衆が同調し、大規模な反日暴動に發展したのは偶然ではなかった。

(1) 「壬申兵變」と李鴻章

日本は一八七六年に結ばれた「江華条規」をきっかけにして、朝鮮への勢力拡大を速やかに進めるようになった。まず同「条規」を締結して以来、朝鮮への進出をつづけた。条規締結の翌年の一八七七年釜山に、八〇年元山にと、相次いで特別日本人居留地を置いた。これらの居留地においては日本人以外に土地の租借を許さぬだけではなく、その行政権も日本政府の派遣代表によって運営され、日本の法律はそのまま適用されており、まるで日本領土の延長であったような状態になっている。⁽⁴⁷⁾また、日本商人は朝鮮側に条約で裁判権のないことを利用して、たえず違法行為をおかしながら、投機的な商業活動を進めた。このような商業活動の悪影響を受けた朝鮮経済は破壊的なものとなり、多くの手工業者は相次いで倒産してしまった。なお日本商人の穀物買占めで米や麦の価格は何倍も値上がりし、食糧がなくなつた地方でさえあらわれたそうである。日本の朝鮮への進出は以上のようなものの以外に、日本の軍事教官を派遣して日本式軍隊の建設に着手し、艦隊基地として釜山港口の絶影島借入を要求した。以上のような日本の朝鮮での勢力拡大は朝鮮の反日感情を強めたのである。一方このような背景のもとに当時の朝鮮儒生の主張した衛生斥邪

論（朱子学の教えをまもり、西洋の邪学をしりぞけようという論説）が影響力を広げた。そこで国王の生父で政権を國王の外戚閔氏一派に奪われて不満の大院君李是應は、この機会を利用して儒生らと連絡して、日本式軍隊に地位を奪われることを恐れていた旧式軍隊を教唆、煽動した。そして一八八二年七月一三日、朝鮮京城で軍卒が反乱を起こし、一般の民衆と合流して、日本の軍事教官を殺害し、日本公使館を攻撃した。公使館の花房公使らは仁川に避難し、のちにイギリス船に救助されて日本に逃げかえたのである、この事件を「壬申兵變」と称している。この兵變はアジアで最初の反日暴動となつた。兵變の結果として大院君は宮廷に入り、閔氏一派を追放して政権を掌握した。⁴⁸ 要するにこれは江華島事件以来の日本の政治的、經濟的進出や日本の軍事的干渉などに対する反発と、政治を牛耳る閔氏一派に対する反発とが結びついて勃発した暴動であつた。

この壬申兵變がもたらした最大な結果は日清両国の朝鮮への出兵である。つまり、軍事的力関係に主なる意味を認めない伝統的な宗属関係と「力」の論理を奉じる日本および日本軍を目の前にして、中国の朝鮮支配が新たな局面を迎えることになった。

この壬申兵變の処理における李鴻章の外交を以下のような要点にまとめることができると思う。

①伝統的宗属関係に照らした外交処理。壬申兵變の当時、李鴻章は母親の喪に服するため安徽省合肥に帰省しており、彼の同僚で兩廣總督の張樹声が直隸總督、北洋大臣を代理していた。中國側の当初の対応は張樹声を中心にして決定されたが、李鴻章も機に応じて見解を述べ、取るべき対応を命じていた。⁴⁹ 彼は八月一三日張樹声に書簡を送り、自分が信用している馬建忠、丁汝昌を兵船とともに朝鮮に派遣し、その軍事力を誇示しつつ朝鮮君臣を助けて乱の平定、魁首の逮捕を行なわせ、一方で日本には中国と朝鮮が匪賊を捕え処分するまで兵を動かすことなく静観するよう交渉すべき旨を伝えており、宗主国としての治安回復の責任負担を唱えた。李鴻章は九月五日天津に戻ったが、翌日

の総理衙門への上書でも乱の処理・調査は中国が朝鮮とともにを行い、朝鮮から日本に通知すべきこと、日本が撤兵しない間は中国も駐兵して朝鮮国王の持みとなるべきことを述べ、宗主国としての優越的地位を明確に示すことを主張した。⁵¹

②朝鮮「内服化論」への反対。壬申兵変が起きてから当時の清朝政府内部で朝鮮の内服化を進めるべきという声が強まった。しかし、この時期の李鴻章にとっては、中国には朝鮮外交問題までその責任を負う余裕はない。したがって属国として朝鮮を保ちつつ、日本や欧米諸国に対しても朝鮮に対する優越的な地位を主張する唯一の根据は宗属関係の伝統でしかなかった。そこで李鴻章は近代西歐的な属国支配、植民地支配への道をはつきりと捨て、伝統的な枠組を維持しつつもその実質を変えてゆくという道を選択したのである。

(2) 「甲申事変」と李鴻章

「甲申事変」の勃発の背景となつた当時の朝鮮の様子について以下のように述べられている。

清国は江華島事件から属国不干涉の政策を一転して干渉するようになつた。この改革転換の主旨は日本の朝鮮侵略を防止するところにある。しかし日韓濟物浦条約締結後、日本政府は朝鮮支配の計に基づいて積極的に親日朝鮮派を作り、清国の朝鮮国の宗主権を排除することを進めるようになった。このような日本の陰謀は最初に気づいた朝鮮駐在の袁世凱によつて李鴻章にひそかに報告された。報告を受けとつた李はもともと朝鮮を戦略的に重視し、日本またはロシアなどによって占領されることを恐れていたこともあつたため、その心配はいつそう深まり、危機から脱出できる方策を早めに講じるべきであると考えた。⁵²

壬午事変以後、清国は従来の目的的な宗主国というあり方を改め、朝鮮に対する本格的介入を開始した。日本兵に对抗して京城とその周辺に駐屯する清軍六営三千人と一八八二年九月成立した清朝商民水陸貿易章程そして朝鮮政府

の顧問としてのメルレンドルフの派遣がそうした清の動きを示すものであつた。⁵³しかし、事変直後急速に進んだ清国の介入もその後は緩慢となり、属国化への決定的な動きは朝鮮国内には行われなかつた。こうした清国の動向は属国論についての二者択一の決断を回避することを日本政府にさせたのである。そして朝鮮国内においても従来の政争の一大震源地であつた大院君が清国に拘留され、独立党対閔氏・穩健開化派の対立、親日路線の対立は存在しながらも、後者の優位の下、対立が決定的な段階に至つていなかつたことも日本の二面的政策を可能としていた。清のゆるい朝鮮支配と朝鮮内政闘争の微温化が日本の二面政策を可能とするその存続条件であつたのである。

このような背景のもとで一八八四年一〇月に日本の朝鮮駐在の竹添が一時の帰国から朝鮮の京城に戻り、そして以前とは一転して独立党に接近、対清開戦の決意の公言など親清派に強硬な態度をとつた。そして一一月に甲案・乙案の二つの朝鮮政策意見を日本に送り、井上・伊藤の訓令を抑いた。甲案は対清開戦の決意の上で独立党を支援し、クーデター起こさせようとするものである。乙案は清との葛藤を避け不干渉政策をとるもので、竹添は甲案を勧めた。しかし政府の乙案をとるべき訓令が朝鮮に到達する前の一二月四日、竹添と日本駐屯軍の関与していた独立党のクーデターが発生した。独立党は国王を擁し一時政権を握つたが、六日親清派と結んだ清軍の攻撃にあり、独立党・日本軍は敗北し、竹添らは仁川に撤退し、金玉均らは日本に亡命した。そしてこの混乱の中、日本人居留民は三〇余人が殺され、日本公使館も焼失してしまつた。このクーデターを一般に甲申事変と呼ばれている。⁵⁴

この事変に対しても日本政府は軍艦を仁川に急行させるとともに栗野外務書記官を朝鮮に派遣、それに続いて井上毅を派遣するなどの緊急措置をとつた上で閣議で今後の方針を決めた。決定内容は井上外務卿の朝鮮への特使としての派遣と対朝、対清交渉方針であった。決定された要求内容は朝鮮に対して、①使臣暴行・公使館・兵営焼失・兵民の殺害に対する処罰と賠償、②事件時の竹添の出兵に対する朝鮮王の謝意の表明である。清国に対しては、①将来の日

清の衝突予防のために両軍の朝鮮からの撤退、②今回の両軍の衝突事件についての清軍責任者の処罰であった。⁵⁵

一方の清国においては、清国派遣軍の長の吳兆有の幕下にあり、甲申事変で清軍を指揮し日本軍を破り、クーデターを粉碎したのが袁世凱であった。彼の考えは、この機に乘じ大使を派遣し監國を置き朝鮮内外政を代行させるべきであるという朝鮮属国化の一挙実現をめざすものであった。そして対日方針についても、大軍を日本に先んじて派遣してこそ日本の戦意を挫くことができ、平和解決も清国政府や清国政府の外交を代表している李鴻章の考えは袁の考え方とちょっと異なっていた。事件の発生と日清両軍の衝突が伝わった一二月一〇日、李鴻章直隸總督は清朝廷に對し、朝鮮問題は援台問題より切迫つてているのでフランス軍に対抗し台湾救援に向かう予定の軍船七隻を朝鮮にやるとともに事件「差弁」のための「大員」を派遣すべきことを主張した。これを受けた清朝廷もさっそく吳大澂を陸兵数當とともに朝鮮に派遣することと軍船七隻中の快速船二隻の朝鮮への派遣を決めた。⁵⁶こうした対応は清政府の朝鮮支配に対する強い意欲を示すものであった。しかし、清政府からの「勿遽与倭人開衅」（日本人に挑発してはならぬ）という命令のもとに李鴻章が実行させた一つの基本方針は「対日戰國避」というものであった。つまり、上述した袁世凱が主張しかつ現地で一部実現されつつある対日戦につながりかねない強硬策は清政府および李鴻章のとる政策ではなかった。したがって最終的に吳大澂に与えられた使命は何よりも対日開戦の回避、和平解決であった。結局、吳は数百の兵を伴い朝鮮に向つただけで、井上が危惧したような清側の強硬方針推進のためのものではなかつた。交渉のために京城に入った吳大澂は朝鮮王と会見し、そこで王に対日讓歩方針を説き、その同意を得た。さらに吳は朝鮮側の交渉担当者と会談し、以下のような対日讓歩方針が決まつた。①竹添の責任は不問とすること。②国書による謝意の表明を認めること。③公使館焼失賠償・被害者給恤などを交渉で決めるここと。④駐兵権の拡大を拒否することである。⁵⁷清国の介入でこのように転換した朝鮮の対日政策を見て、井上は対朝・対清交渉の方針を最終的に固めることができ

た。その主な内容は朝鮮に対する対応では先の譲歩決定を考慮に入れて、速かにまとめるが、対清交渉は呉が全権の資格を帯びていないことを理由に彼との交渉を拒み後日に回すというものであった。⁽⁵⁹⁾ これで日清双方の和平解決方針にとつて最大の難点となるべき撤兵問題は当面凍結されることになったのである。

また、李鴻章外交指導のもとでの上述したような対日政策の変化は日本にじっくりと対清交渉方針を再検討し、自分の有利な方向に引張って決定することが出来るよう余地を与えることになった。というのは一八八三年一二月一九日にすでに決定されていた対清交渉方針が改めて検討され、翌年の一二月七日の閣議で、①日清の相互撤兵と衝突の責任者の將官処罰の二点を清国に要求すること。⁽⁶⁰⁾ ②伊藤博文と西郷従道を全権として清国に派遣すること、などを含む新しい方針が決定されたからである。勿論、この新方針はまた当時の立戦論から影響を受けて修正され、戦争回避のための規定がなくなり、開戦への可能性が高まったのである。⁽⁶¹⁾

以上に見てきたように甲申事変における李鴻章の外交は清国に対する宗主国の支配を示しながらも日本に対して、日清開戦回避のため、かなりの対日譲歩政策を取ったというものであった。このような李鴻章の外交は言うまでもなく、それからの日清交渉に大きな影響を与え、結果的に見れば日清開戦の可能性を高めることになってしまった。

3 天津条約と対日外交

甲申事変後の日清両国の朝鮮からの撤兵問題がもっぱら論議された李鴻章、伊藤博文間の第四回目の交渉における李鴻章の発言の一部とこの発言の重大な過ちについて李は伊藤に向かって、日本は朝鮮を占領する意を持つていないと見ておるから、もし日本が朝鮮を占領することを行えば、中国はただちに派兵して争い、同じくもし中国が朝鮮を

占領するようなことをすれば、日本もただちに派兵して争わなければならない。もし他の国によって占領される場合、日中両国が派兵して保護すべきである。なぜならば朝鮮関係はわが両国にとっては重要であるため、もっと配慮しなければならないからであると発言し、これを聞いた伊藤は李を高く評価し、自分もまったく同感であると返事した。⁶³ 李のこの宗主国の立場を完全に捨てた発言は対日外交において犯した最大なる失敗であり、中国に無限な恵いをもたらしてしまい、甲午戦争を不可避なものにさせてしまったのである、と述べられている。⁶⁴

それでは、甲午事変後の日清交渉はいかなる背景において行われ、そして日清両国の交渉代表特に中国代表の李鴻章がどのような主張を持ち、最後にいかなる交渉の結果が生まれたのかについて検討してみたい。

(1) 「天津条約」締結前の日清両国

周知のとおりに甲午事変は漢城協約締結をもって一段落を告げた。しかしこのことは事変の完全な終結を意味するものではない。当時の日本国内の状況から見れば、世論は極度に感情的となり、むしろ清国軍が日本公使に発砲したことや清国兵が朝鮮乱民に混じて日本人非戦闘員を惨殺凌辱したことを重大視し、以前より潜在した排清感情は一時に激化していた。また、上にも述べたように甲午事変の善後処理は日韓両国の直接交渉よりも、日清両国の交渉によって最終的に決められていることは清国政府においても充分理解されていた。⁶⁵ しかし、日本の井上外務卿は日本駐在の清国黎公使から公函を閲して呉大澂が朝鮮に派遣させられたのは、主として日清両国間の交渉の任を帯びたものにすぎず、全権を保有しないばかりではなく、外務卿と交渉するに相当な地位と権力を有しない者であると解釈した。したがって井上外務卿はさっそく照会を黎公使に送り、日本国政府が便宜行事の権限を有する全権大使を特別に派遣するので、清国政府も日本の全権大使に相当する地位や権限を有する大員を朝鮮に派遣すべきことを主張し、この照会を清国政府に伝えることを要求すると同時に榎本駐清国公使に訓電して総理衙門に要求しなさいと命じた。⁶⁶

当時の清国の総理衙門および北洋大臣李鴻章においては、内憂外患が相続るために、日清両国間に重大な紛争を醸すことを好まず、京城における両国軍隊の衝突をできるかぎり、地方的な問題に限定させて、事件不拡大の方針を保つてきた。したがって総理衙門大臣は榎本公使と会見を重ねるとともに駐日特命全権公使に電訓して、日本国政府の方針を探聞せしめた。⁽⁶⁵⁾ 勿論、当時の日本国政府は清国政府よりさらに困難な地位に置かれていた。当時の状況から見ると、事変から一ヶ月余経ったにもかかわらず、清国兵の日本国公使に対する発砲および日本人非戦闘員殺害に関する責任について、何らかの解決の見込みも立っていないかった。このことは日清、日韓関係の将来に悪影響を与えるのみならず、国内問題に対する政府の威信にも影響を及ぼす。清国との交渉においては、井上外務卿は清国のこの事変に關する態度を確認することを第一の任務としていたが、榎本駐清公使と総理衙門との交渉は呉大澂の全権問題に停頓して、それ以上の発展は期待できないという状態であった。言うまでもなく、総理衙門の事変処理の方針について正確な情報を得ることができなければ、日本政府においては確定した方針を立てるのも難しかろう。例えば、当時の日本政府においては、伊藤、井上両参議を中心として対清方針が研究させられていたが、政府内部に積極消極両論が対立して、容易に決定に至らなかつた。⁽⁶⁶⁾ 政府の根本方針として、日清両国共同撤兵を提議することはすでに確定していたが、しかし、清国軍指揮官の責任については、なお研究の余地があるものと見ていた。また、伊藤井上の提案による平和的解決論には反対意見も少なくないのみならず、清国政府が無条件で共同撤兵に同意することは絶対不可能だと見込んで、積極的に在朝鮮兵力を増加し、朝鮮の要地を占領して、事態の推移を持つ以外に方法がないと主張するものもあつた。⁽⁶⁷⁾ 最終的に日本国政府は参議兼宮内卿伯爵伊藤博文を特派全権大使として清国に派遣することを決めた。当時の内外情勢から見ればこの決定は当然のことである。この困難な使命を達成する自信を有するものは伊藤参議以外見出すことが出来ないと考えていたからである。

この時期の清国政府は駐日公使の電報および北洋大臣宛半公信により、日本国政府が伊藤參議を遣清大使に任命したこと、同大使が駐日清公使（徐承祖）と会談した時、平和基調として日清交渉の任に当ることを言明したこと、日本国政府の対清交渉の基礎条件が、日清両国軍の共同撤退及び在朝鮮清国將領の懲戒にあることなどを知り、ただちに対策を講じるようにした。全権委員としては、伊藤參議と均衡を保つ必要もあり、又北洋大臣として朝鮮関係事項を直接管理する責任を負うので、当然直隸總督李鴻章が一番適切であると判断されたのである。したがって一八八五年三月に清廷の上諭をもつて直隸總督李鴻章を全権大臣とし、日本國使臣と交渉せしめることを決めた。⁽⁶⁸⁾

(2) 「天津條約」の締結

一八八五年三月十四日、天津に着いた伊藤日本全権大使は一度北京に入った後、天津に戻って清国全権大使李鴻章と交渉することになった。正式の交渉が始まる前に伊藤は井上に電報で交渉の主な内容や基本方針を求め、得たのが、①將官処罰、②被害者への賠償、③撤兵、④将来の日清衝突回避のための協定締結の四点に加えて撤兵のみが絶対的要要求であり、決定的対立点となるのが①かもしれないが、①、②は状況に応じて主張する必要はないといった内容と方針であった。⁽⁶⁹⁾

一回目と二回目の交渉では、伊藤は將官処罰と被害者への賠償を強く要求する態度に出たが、当然李鴻章によって拒否された。李は交渉においては固く拒否していたにもかかわらず、内心ではあくまでも決裂つまり日清開戦の回避を望んでいるため、將官処罰は不可であるが賠償は出すという妥協案を提出して朝廷に回訓を求めた。朝廷は基本的には李案に同意したがただし賠償要求には衝突への清国の責任論につながらない形で応じるべきであるという注意をつけて訓令した。⁽⁷⁰⁾ この処罰と賠償の問題について李と伊藤間で何らかの裏交渉が行われたようである、というのは四月一〇日の日に始まった四回目の交渉では、処罰と賠償の問題は後回しとし、議題を撤兵問題に移すという合意が成

立し決裂の危機が回避されたからである。交渉の課題が撤兵問題に移されてから、撤兵自体について比較的容易に合意できたが、しかし撤兵後の善後措置としての再派兵問題について両者の意見は再び激しく対立してしまったのである。

この問題をめぐって両者がそれぞれの案を提出したが両者の提案から見られる主張の異同を要約すれば以下のとおりである。

①共同撤兵の原則および期限については意見の一一致を示しており、意義のないところである。

②李鴻章案の第二条の清国武弁が朝鮮国軍隊教官として残留することは、伊藤大使が絶対に反対するところであり、もし清国がそうすれば、日本にも当然陸軍教官派遣の権利があると主張した。

③朝鮮国商民、日本国居留民の間の紛争解決のために派遣される委員は、日清両国ともに軍隊を引率する必要がないことは当然であるが、ただし、朝鮮国乱兵民が日本国公使館を襲撃するような場合、日本は出兵せざるを得ないと、伊藤大使が主張したのに対して、李鴻章は提案において朝鮮の内乱弾圧は清国の責任であるが故に日本の出兵を要しないという意見を示したのである。

④両者の交渉においてはもつとも困難なのは、李は清国が宗主国であることを理由に出兵の優先権を日本に認めさせようと努力したが、これに対して伊藤は激しく反対して、それを阻止し、または対等的な派兵権を得るために論議を費したことである⁽¹⁾。

要するに李鴻章の主張は一旦、撤兵するが朝鮮に他国が侵攻する場合と朝鮮に内乱が発生する場合には清は再派兵の権限を持つというものである。これは再出兵権を留保することで撤兵後も宗主国としての軍事的影響力を保とうと、いう李鴻章の朝鮮支配構想の現れである。ほんとうの狙いは日本に属國論を認めさせようというところにあるだろう。

これに対し伊藤は上述した案をもつて他国の侵攻を除けば一切再派兵を認めないと主張して反対した。⁷²しかし伊の両国⁷³の再出兵全面禁止論は勿論日本にも適用される以上、これにより日本の朝鮮への軍事的侵略も大いに制約されることになるだろう。

ここで注目すべきなのはこの伊藤の再出兵全面禁止論に対しても李鴻章は以下のように判断し、そして下した判断に基づいてかなりの譲歩案を提出して事実上日清両国の再派兵権を認めた条約即ち「天津条約」の締結に至ったのである。

伊藤の再出兵全面禁止論に対しても李鴻章はもしこれを条約で結ばれば、日本が後でそれをひるがえすことは困難であり、日本の朝鮮侵略を防止することができ、清国にとっては有利である。しかし、不派兵を条約にしてしまうといざ朝鮮国に内乱や反清行動があつたり、他の国に侵略されたりする場合でも清国からの派兵ができないから清国にとっては不利である、と判断したのである。

そこで再出兵権の確保が不可欠なものであると判断した李鴻章は、日本の再出兵権も事実上容認するという譲歩を行つた。即ち彼は清が再出兵権を有するなら日本も済物浦条約による駐兵権を主張すべきと論議している伊藤に対しても「貴國ニ於テハ條約上朝鮮ニ兵ヲ駐ムルノ権利ヲ保有スル事妨ケナシ然ルトキハ則チ我國ニ於テモ亦事宜ニ応シ何時ニテモ兵ヲ派スヘシ」と述べ⁷³、事実上双方が派兵権を持つことでもよいという意向を示したのである。その結果として、周知の如き両国の対等的な派兵権を認めたいわゆる「天津条約」が結ばれ、これは李鴻章が日本の危険性を過小評価したということの現れでもあつた。このように李鴻章の直接外交指導のもとで結ばれた「天津条約」は、日本に清国と対等的な派兵権を認めることによって清国の属国論に大きな打撃を与えてしまつたことになり、また、清国は結果として日本の朝鮮支配ひいては中国への侵略を防止する機会を逃がしてしまつたことにもなる。したがつて

「天津条約」の締結における李鴻章の外交は重大な失策を犯したと言わざるを得ないだろう。

三　日清戦争と李鴻章外交

李鴻章本人が予想できたとも予想していなかつたとも言え、そな日清戦争に関して、彼は当時の清国の外交実力者としていかなる外交を展開させていたのだろう。

1 東学の乱と日清両国の出兵

一八九〇年代に入つてから朝鮮の全羅道の古阜郡から発生した「東学」の乱が次第に重大化しつつも朝鮮政府にはこの乱を鎮定させる力がなく、ついに清国に出兵鎮圧を求め、清国との開戦準備を整えた日本もこの「東学」の乱を契機に朝鮮に出兵し、そこで日清両国の衝突が起つたことは周知の事実である。

勿論、東学の乱の発生には様々な社会的要因がある。当時の朝鮮国内の状況から見れば、一八九〇年代の朝鮮は国王が売官する腐敗した李王朝のもとにあつた。官僚達はほしいままにし、貴族階級である両班は農民を搾取し、日清両国商人は不平等条約に基づく特権で民衆を収奪していた。⁽⁷⁴⁾特に注目すべきなのは「斥倭洋」という東学のスローガンであるが、勿論「倭」の一字は日本のことを指し、この一字がつけられた背景には、日本との貿易が民衆の生活に及ぼした影響の問題がある。

かかる東学の乱が朝鮮国政府に大きな影響を及ぼしたことは言うまでもないが、もつとも肝心なのはこの乱が日清両国に朝鮮再出兵の口実を与えてしまつたことである。東学の乱が起ると清国と日本はそれぞれ時を移さず朝鮮へ出兵した。

この頃の朝鮮国は袁世凱との協議を通してあらかじめ非公式な打珍を行つた上で、一八九四年六月に正式に以下のようないかなる内容を有する書面を送つて袁世凱に清国の出兵を請願したのである。⁽⁷⁵⁾

①全羅道所轄の泰仁¹、古阜等の県に民衆の反乱が起り、状況は非常に危険であり、最近になってそれに東学教徒が加わって、県や邑などの十カ所を占領した上、全州も陥落させられてしまった。政府は軍隊を派遣し鎮圧にあてたが、乱民の力に及ばず、敗北を喫してしまった結果になつた。現在乱民は漢城の近くまで攻めてきている。

②このような暴乱を抑えないと非常に危険であるにもかかわらず、朝鮮政府軍だけではどうしようもないのが現状である。したがつて壬午・甲申事変時の反乱は清朝両国の軍事協力によつて鎮定されたように、今回の東学の乱の鎮定も清国²の出兵を必要としているため、迅速に派兵を請願する。

③反乱鎮定後、速時に兵隊を撤回することは重要である。

このような出兵請願書を受けた袁世凱は、さつそく李鴻章に電報でこの請願書を知せた。李鴻章は袁よりの電報を総理衙門に転電しかつ北洋陸海軍に出動準備を命令した。⁽⁷⁶⁾ このようにして清国は北洋大臣李鴻章の権限によつて朝鮮への出兵を実行、六月五日に巡洋艦二隻が仁川に到着した。ついで六月八日から一〇日にかけて、清国政府は陸兵一千四百名を牙山に上陸させ、さらに六月二十五日には四百名を増援した。⁽⁷⁷⁾

一方、日本においては、まず当時の朝鮮駐在公使の大島は、朝鮮の状況を日本政府に報告し、しかも東学の安全をはかるために朝鮮政府に改革を行わせて、政治的変動を防止することが望しいから、日本のとるべき戦略として、清国と協力して朝鮮内政改革を実行し、暴乱を抑えることに努めるべきであると主張していた。しかし、当時の軍部は大島の考えとまったく違うことを進めていた。軍部の決意は山県有朋大将の「軍備意見書」によつて示されていた。⁽⁷⁸⁾ この「意見書」は、今後十年以内に起る日露戦争を想定し、この戦争に勝つためにまず戦略要点である朝鮮を事前に確保する必要がある。そうするために早い機会をつかんで対清戦争をおこすことは絶対に必要な前提であると考えていた。

もう一つ注目すべきなのは当時、日本国内の政治はかなりの不安定な状態にあり、内閣が総辞職するか、または衆議院を解散するかという厳しい情勢に直面していたということである。⁽⁷⁹⁾

一八九四年六月一日に日本政府は朝鮮が非公式に出兵を袁世凱に求めたという杉村からの来電を受けると、閣議決定をもつて清国が出兵した場合には混成一旅団を“権力の平均を維持”するために出動させるという方針を決めた。⁽⁸⁰⁾

また、人心外転のための機会をつかむために当日の夜、陸奥外相と林次官は川上参謀次長を外相官邸に招き、三人で出兵策を検討し、つぎのような結論に至った。日本が出兵すれば、清兵はからず来撃するであろう。清国軍の兵力は五〇〇〇を越えることはあるまいが、日本が必勝を期するためには六〇〇〇—七〇〇〇の兵力を要する。その兵力を送って京城もしくはその近くで一勝すれば、清国はからず和を請うであろう。もし清国が和を請れないでさらには兵力を増派する場合には、日本も一個師団を増遣して平壌で勝利すれば講和の成立は確実である。この三人会議について林次官が次のように回顧していた。「いかにして平和にことをまとむべきかという議するにあらずして、如何にして戦をおこし如何にして勝つべきか」を相談したのである。これと同時に陸軍はすでに極秘裏に動員準備をすすめていて、内閣に対しても出兵を要請していた。さらに六月五日には戦時大本営条約に基づいて大本営を参謀本部内に設置し、広島の第五師団に動員令を下したのである。⁽⁸¹⁾

このようにして日清両国の第一次朝鮮出兵が経つて、すぐ「天津条約」の規定に従つて行われたのが日清両国の相互の行文知照であった。清国からの知照は李鴻章から駐日公使汪鳳藻を経由して外務大臣になされた。出兵は「我朝保護属邦旧例」によるものであると説明された。日本側からの知照は北京駐在の小村寿太郎臨時代理公使から總理衙門へ、そして天津駐在の荒川領事から北洋大臣李鴻章へ、という二つの経路によって行われたのである。日本の知照は出兵の法的根拠として天津条約第三条をあげ、さらに済物浦条約の規定にもよると説明している。

しかし、日清両国がそれぞれの口実をもって朝鮮に大軍を送ったものの、東学の乱はすでにおさまっていたのである。実は、東学の乱の農民軍は日清両国に出兵の口実を与えないために、政府軍と和約を結び全州から撤退していた。

この現状から言えるのが清国の「保護属邦」という出兵理由も、日本の「公使館と在留邦人の保護」という出兵理由もすでに通用しなくなつており、もしここで何か追求すべき目標があれば、それは日清両国の相互撤兵であろう。

この頃の李鴻章は、現状においては日本を防ぐことが民乱鎮圧よりもいつそう重要であると考え、必要ならば清国

軍を引揚げても日本軍の撤兵を実現させようと袁世凱に指示を出していた。⁽⁸²⁾

しかし、日本の外務大臣陸奥と参謀本部は前述した現状であるにもかかわらず、以下のようなことを理由にして、撤兵に反対論をとつただけではなく、継続出兵を主張していた。その理由の一つは、日本軍が何事もなさずに、どこへも行かずにして、空しく帰国することは決してよくないし、かならず国内の政府非難を引起こしてしまうこと明らかである。もう一つの理由は、簡単に言えば清国に対する不信感であった。

このような背景において、日本政府はさらに臨時閣議を開き、①日清両国による共同討伐を行う。②日清両国共同によって朝鮮の内政を改革する、③清国が拒んだ場合には、日本が単独で朝鮮に改革を進める、という清国に絶対的な拒否を見通した新しい方針を決めた。⁽⁸³⁾勿論、日本政府のこの新方針に対して、清国側は共同撤兵を先決条件とした。しかし日本側は断じて撤兵しないという意向を清国に示すと同時に、大鳥公使に日清の衝突を促うためのあらゆる手段をとれ、と指示した。この段階に来て日清間の戦争は、ただ時間の問題だけで、回避することは完全に不可能であることになつてしまつた。

2 以夷制夷、避戦求和論

李鴻章は前述したような当時の日本政府の新しい方針に対し、日本軍の朝鮮からの撤退を先決条件とし、その手段として朝鮮駐在の袁世凱に命じて日本の大鳥公使と日清両国の共同撤退について協議し全力で実現せよと指示していたが、結局は日本政府の承認を得ることができず失敗に終わってしまった。そこで李鴻章は時局の前途を憂慮し、一方では、歐米列強に希望を抱きその干渉に訴えて「以夷制夷」の外交をはじめた。他方では、宗主国の大威を示すために朝鮮に兵力を増派しようとしていたが、その内心では日本軍の強さを恐れ清國軍が日本軍に対抗できないと思い込み、また、西太后の還暦祝典を目前に控えているため日本との戦争を避けることを願い、「避戦求和」の外交を同時に進めるようになった。⁽⁸⁴⁾

李鴻章は、日清両国間の対立に関してまず調停を依頼したのが英國であるにもかかわらず、様々な要因があつて一番期待を寄せたのがロシアであった。言うまでもなくロシアは朝鮮の近隣として、日清両国につき朝鮮に重大な利益関係を有する国である。

当時ロシアの駐日公使はヒトロウオ氏であり、彼は朝鮮に暴発した東学の乱に強い関心を持って見守り、一八九四年六月にその朝鮮問題の重大性に鑑みて陸奥外務大臣と会見して長時間にわたって意見交換したのである。⁽⁸⁵⁾ この会談において、陸奥外務大臣はまず、朝鮮国の要求を受けて清国の李鴻章はすでに清國の大沽と山海關の二カ所より一五〇〇名以上の兵士を朝鮮に派遣したと、ロシア公使に言明した。次いで、同大臣は日本政府も「天津条約」と「濟物浦条約」に従つて朝鮮への派兵を決めたことを明らかにし、さらに「濟物浦条約」によれば、日本政府は朝鮮の日本居留民保護の必要があればいつでも朝鮮に派兵する権利を有し、同時に「天津条約」の中に日清両国が朝鮮に出兵する場合に互いに行文知照する義務が定められていたことなどを詳しく説明し、今回の出兵についてすぐに清國から知

照の公文を受領したと述べた。日清両国の派兵の件について陸奥大臣は特に日清両国の派兵目的の相異を強調して、ロシア公使の理解を求めた。清国軍の目的は東学の乱の討伐にあるのに対し、日本軍の目的は朝鮮の日本国公使館・領事館および何万人にも達している日本人居留民の生命財産を保護するところにあると主張した。また、この会談において、注目すべき点は二つある。

①ロシア公使に日本の朝鮮に派遣された兵力のことが聞かれたとき、陸奥大臣はただ「天津条約」には日清両国からの派兵の数についての規定が置かれていないと答えただけで朝鮮の日本兵の具体的な数字に触れずにして避けた。実は六月末に日本は混成旅団の第二次輸送を完了させており、日本軍の兵力は京城と仁川の間にすでに五〇〇〇に達したのに対しても中国の兵力は三〇〇〇にすぎなかつたのである。⁽⁸⁶⁾

②陸奥大臣はロシア公使に向かって、もともと日本人は東学道徒に同情を有するので、このような東学道徒が清国軍によって鎮圧させられるのを黙視し難いと強調した。

ヒトロウオ駐日本公使はこの陸奥外務大臣との会談を通して、日本国政府が東学の乱を機会に朝鮮に政治的干渉を行い、朝鮮への影響力を強める目的を有し、これを実現させるために清国との開戦も覚悟しているという日本の堅い決意を看取することができた。したがって日本と清国の関係に対して慎重な態度をもつようになつた。

この陸奥・ヒトロウオ会談と対照的に行われたのが六月二〇日におけるロシア駐清国公使のカシニと李鴻章の会談であった。⁽⁸⁷⁾ 疾病のため賜暇歸朝の許可を得て帰朝の途にあるカシニ公使は六月二〇日に天津入りして李鴻章と会見した。李鴻章は喜んで同公使の到来を迎へ、東亜を中心とした時局問題について意見が交わされた。この会見において李鴻章はまず、過去の朝鮮半島領土保全のために清露協力関係の成功の例を取り上げて朝鮮半島の安全保障に関しては、清露両国 の利害関係が完全に一致することを強調した。次いで李鴻章は朝鮮問題に話題を移して、朝鮮国内の東学の

乱がすでに鎮定させられたにもかかわらず日清両国の軍隊が依然朝鮮に駐留するということは非常に危険なことであると述べていた。そのあと、李鴻章はロシアと朝鮮との直接利害関係に言及し、日本軍の即時撤退をさせるための調停役をロシア国政府に誠意をもって委託することを表明し、もしロシア国政府が日本国政府から即時撤退の保証を得れば、清国政策も同時に撤兵すると強く主張した。

一方のカシニ公使にしてみれば、彼は日清両国間の複雑な政情に無知識で、李鴻章が提供した説明を唯一の指針として物事を判断していたよう⁽⁸⁸⁾なところもあるがこれよりもっと重要なのは、同公使はもし李鴻章の懇請に応じて日清間の調停を受け入れれば、自國にとって何の犠牲もせずに朝鮮ならびに東亞におけるロシアの権益を拡大し、かつロシアにとっても非常に不利な日清間の衝突を防ぐ可能性もあるからこの機会を免すべきではないと判断した。したがって同公使は李鴻章のほとんどの意見に同意を示し、至急に本国政府に請訓すると李鴻章に約束した。

カシニ公使の請訓電を受けとったロシア国政府は最初は大体カシニ公使の意見に同意を表し、特に李鴻章が調停役としてロシアを選んだ点に重点を置き、清国の要望に応じて日清両国間の対立調停に成功すれば、東亞におけるロシア帝国の威信を強め、かつ英國の干渉を阻止することができると判断して動き出した。しかし、前述した駐日公使ヒトロウオラは慎重な態度を取り、いろいろ調べた結果として、以下のようなことを主張して李鴻章が要望された調停役に消極的な態度を表明した。⁽¹⁾この調停はすでに時機に遅れ、日本国は大規模に動員を施行しつつあること。⁽²⁾李鴻章はカシニ公使に日清交渉の真相を伝えていない。特に日本国政府より朝鮮国内政治改革の提議があつた事実を秘密に附していること。⁽³⁾李鴻章より在朝鮮清国代表者に伝えたところによれば、カシニ公使の調停は同公使の自発的行動で李鴻章の懇請に応じたのではないとのこと。

このような状況を把握していた当時の日本政府は、日清両国の同時撤兵を柱とした李鴻章の提案に対して、清国が

まずその軍隊を撤退し、以下の二条件のなかの一つを履行する事を承諾した上で実行すべきと言明し、同時撤兵の提案に厳しい条件をつけたのである。⁽⁹⁰⁾

以上のようなことから当時のロシア国政府は東亜においてロシア権益を侵害しない限り、日清間の対立に干渉することを希望しないという結論に至り、原則として駐日ヒトロウオ公使の不干渉論をとり、清国駐在のカシニ公使の主張になる日清間の対立に積極的干渉を試みることを通して東亜におけるロシア国の地位をよりいつそう強化しようとする積極政策を排斥することにした。

このようにして、李鴻章の懇請によりカシニ公使が多大の期待をもって開始したロシア国政府の干渉は、初めは日清両国間の調停の形をとったが、のちに日本国政府に対する撤兵勧告に変わり、結局は当初期待した程度の進行を見ることができず、中止せざるを得ないという失敗の結果になつたのである。⁽⁹¹⁾

ロシア国政府が日清両国の対立に関して積極的干渉を避けた理由として、カシニ公使は李鴻章に主に以下のようないつのことを取り上げていた。①東亜におけるロシア国陸海軍が充実していないこと。②もし、ロシア国政府が清国との主張を認めて、日本国に撤兵を強要し、日本がこれに応じない場合には、ロシアと清国が協力して日本と開戦する危険が生ずる。これはロシア国政府の希望するところではない。特にロシア国がその強大な陸海軍をもつて清国を援助して即使日本を攻撃することをすれば、疑いなく清国の勢威を増大させることに違いない。このような結果もロシア国の希望するところではない。③今回の事件に当たり、ロシア国政府が単独に積極的な行動に出ることを避け、機会を見て第三国と共同して日本国政府に撤兵を勧告すれば、ロシア国政府は朝鮮に対して野望を有しているという嫌疑を避けることができ、そして同国の公正を証明することができると考えていた。

前述したように東学の乱をきっかけにした日清両国の朝鮮出兵に端を発した日清両国の紛争に対しても李鴻章は「以

夷制夷」の外交政策を実施すると同時に「避戦求和」論を唱えたのである。要するに李鴻章は一挙に大軍を送ることもせず、まったく派兵しないという方針もとらず、国内における反対勢力の挟みうちにあって中途半端に少しづつ増援部隊を送ったが、これは政略・戦略上の大失敗と言うべきであろう。⁽⁹²⁾

3 講和交渉と馬關條約

(一) 日清開戦と戦局

李鴻章は東学の乱の鎮圧に端を発した日清両国の対立を解決するために「以夷制夷」の外交政策を打ち出して、英國やロシア国に調停を依頼して列強からの干渉に期待を寄せたが、しかし、前述したようにすべての列強からの調停はそれぞれの思惑があつたため、李鴻章の思つたとおり行かず何の実も結ばずに終り、日清両国間の戦争は不可避なものになってしまったのである。

朝鮮駐在の大鳥公使は一八九四年七月二〇日に清韓宗属関係の廃棄などを要求する最後通牒を朝鮮政府に提出し、そしてその回答を二、三日後にするように迫った。同月の二三日に日本軍は満足できる回答を得られなかつたことを理由に、京城に侵入して朝鮮軍を武装解除し、朝鮮に清国との宗属関係に関する条約を廃止するよう圧力をしかけた。翌日の二四日の朝鮮は日本軍からの圧力に屈して宗属関係を規定する清国との条約の廃棄を清国に通告した。⁽⁹³⁾一方の清国においては、李鴻章の避戦求和の努力も空しく終わり、清朝廷は一時的に主戦論に満ち溢れ、牙山の清国軍に増援部隊を送ることにした。ついに七月の二五日牙山湾外の豊島沖で清国軍艦は日本艦隊からの攻撃を受けてしまった。

同じ七月の二五日、清兵を載せていた英國籍の輸送船高陞は日本艦隊によって撃沈された事件、いわば「高陞号事

件」が起つた。さすがの日本政府も驚いて法制局長を派遣して調査に当らせたが、結局は日本艦隊の発砲した浪速艦が交戦者の権利を行使したものであると報告された。陸上の戦状においては大島義昌の率いる日本の混成旅団が七月二九日に成歎を、そして三〇日に牙山を占領した。このような打撃を受けた清国は總理衙門を通して、清国駐在の小村寿太郎公使に国交断絶を通告した（七月三〇日）。これを受けた日本政府は八月一日に清国に対して宣戦を布告した。一方の清国は同じ八月一日に日本に対する宣戦の皇帝の上諭を発した。⁹⁴⁾

開戦後、日本は朝鮮に働きかけて八月の初めに朝鮮との間に、日本朝鮮暫定合同条款七カ条が結ばれた。この七カ条によって日本による朝鮮の国内改革指導権を認め、かつ京城・仁川間および京城・釜山間の鉄道敷設権とこれまでに日本が敷設した、京城・仁川間および京城・釜山間の軍用電信の存続を認めたことを恐れて反対した結果、大本営は山東半島の威海衛攻撃に転じ、第二軍がこの半島に上陸し、これを支援する形で日本連合艦隊は威海衛を攻撃して、清国軍艦の鎮遠と定遠を消滅させた。一八九五年二月二一日北洋艦隊司令官丁汝昌は自殺し、北洋艦隊は完全に敗北してしまった。三月三一日日本軍は澎湖島を占領した。実は三月二〇日からすでに下関において講和交渉が始まっていたが、澎湖島を占領した翌日の四月一日になつて日本側ははじめて交渉案を提示した。このことから日本の澎湖島占領は台湾を割譲させるための既成事実をつくる目的でなされた政略的な占領であると言えよう。⁹⁵⁾

(二) 講和交渉の過程

清国軍のたびかさなる敗戦により、清廷は早急な和平実現の必要を痛感した。和平実現に手段として李鴻章は先に考え実施したのがほかでもない彼の得意な「以夷制夷」の外交政策であった。

平壌・黃海の敗戦後、西太后と李鴻章は代償を提供してロシアの武力干渉をもとめることを考えた。⁹⁶⁾ 一〇月一二日

李鴻章はロシア公使カシニと会見したが、この時のカシニはまた国際情勢を見極める必要があると主張してロシアには武力干渉の意図のないことを表明しただけではなく、中国は直接日本と一日も早く講和を始めるべきであると勧めると同時にロシアは単独でこのような講和の斡旋もできないと強調した。他方、ロシアより日本軍の勝利清国軍の敗北にもっと敏感的だったのが英國であった。英國は戦費賠償・列国による朝鮮の独立の保障といった二つの条件をもつて連合干渉を企て、英國以外の独、米仏などに働きかけた。しかし、英國の連合干渉の企画は當時ロシアの武力干渉を期待していた李鴻章によって拒まれただけではなく、主戦論の翁同龢・李鴻藻が復帰した軍機處にも拒否されてしまった。

以上のような挫折のため、清国は直接日本政府に対する講和の打診を始めるに至った。まず李鴻章は自分と親しい関係を持つ、天津税務司のドイツ人デトリンを自分の「委員」として日本へ派遣することにした。デトリンは李鴻章の伊藤博文宛の照会および書翰を携行して一月二六日に神戸に上陸したが日本側は、彼は正式の使節ではないという理由で伊藤首相との会見要求を拒絶し彼を引き返したのである。⁽⁹⁷⁾

このような状況のもとにアメリカ政府は駐日公使と駐清公使を通して、日本および清国政府に斡旋の申入れをした。日本政府は時期はなお過早だがいざれば第三国の斡旋が必要となり、それにアメリカが最も適切な国であると判断してアメリカの申入れを受諾した。一方の清国においては前述したような他国による斡旋依頼の失敗もあつたため、このアメリカ政府の単独斡旋の申入れを受けることにしたし、直ちに朝鮮の独立と戦費賠償の二点を講和交渉の条件にすることを明示した。しかし、米国からこの清国案を日本側に伝えたが、日本側はこれを拒絶し、ただ全権委員の派遣を清国に求めた。

このような経緯をふまえて、清国は總理衙門大臣戸部左侍郎張蔭桓と湖南巡撫邵友濂の二人を日本に派遣し、アメ

リカの元国務長官のフォスターを顧問として同行させた。三人の一行は一八九五年一月三一日広島に到着し二月一日、二日の両日、日本代表伊藤博文、陸奥宗光との会見を行つたが、日本側は清国代表の全権委任状に、①交渉事項が明記されておらず、②条約締結の権限が与えられておらず、③皇帝の批准に言及されておらず、などの不備があると主張して交渉に入ることを拒み、清国側に対し恭親王か李鴻章が全権大臣に任命されることを示唆した。⁽⁹⁹⁾

当時の清国は日本国によつて威海衛が占領され、北洋艦隊が全滅させられてしまい、かつて日本を恐れさせた丁汝昌も自殺してしまつた。それに和平使節が日本政府に放逐されることなどの連発でやむを得ず、敗戦の責任を問われて革職留任、頂戴褫奪の処分に付していた李鴻章を頭等全権大臣に任命した。三月一日李鴻章は長文の上疏を提出して、現在日本は連勝に乗じて領土割譲の要求をもとめているが、しばらくこれに応じなければ難局は打開しがたい。今は屈して将来の伸張を求め自強の計をはかるならば、中興も困難ではないと論じた。⁽¹⁰⁰⁾ 翌日の三日清国政府にそのやむをえないことが認められ、李鴻章は割地、戦費賠償、朝鮮独立の条件で講和のため北京を出発した。今回李鴻章に与えた全権委任状も日本側のものにならつて起草され、前回に問題点として指摘されたことは全部含まれていた。⁽¹⁰¹⁾

(三) 馬関条約の成立と批准

一八九五年三月一九日、頭等全権大臣李鴻章、全権大臣参議官李經方、同参贊官伍廷芳の一行は日本に到着し、翌日の二〇日から下関の春帆樓で日本側全権代表伊藤博文、陸奥宗光との講和会談が始まった。会談の冒頭において李鴻章はまず日本側に直ちに休戦を求め、休戦を講和交渉の先決前提にしようと努力した。しかし、日本側は休戦の条件として、まだ日本軍が進出していない太沽、天津、山海關の占領のほかにこれらの地区の清国軍の武装解除、天津、山海關鉄道の支配、休戦期間中の日本軍費の清国負担などの厳しいことを提示した。これらの条件はあまりにも苛酷

なものであつて完全に李鴻章の想像を越え、とうてい受け入れることができないので、李鴻章は仕方なく休戦を講和交渉の先決とするという考えを締めて直接講和交渉に入ることを認めた。

しかし、三月二十四日の三回目の会談の帰途に李鴻章が壯士に襲われて重傷を負ったという予想外の李鴻章狙撃事件が起つた。この狙撃事件に対しても直ちに李鴻章の要求に従つて休戦するほかにより方法はないだろうと忠告してゐるだろうと判断して、日本側に対してまず列強からの強い反応があつた。アメリカ公使はこれで歐米の感情は甚だ悪くなるだろうと判断して、日本側に対しても直ちに李鴻章の要求に従つて休戦するほかにより方法はないだろうと忠告してきた。ロシア公使もこの事件で清国は列強の干渉を請求する十分な理由を与えたと日本側に注意してきた。実はこの李鴻章狙撃事件で一番困つたのが日本政府である。というのはもし李鴻章が帰国すれば日本に対する世界の同情は李鴻章狙撃事件で一番困つたのが日本政府である。というのも李鴻章が帰国すれば日本に対する世界の同情は李鴻章狙撃事件で一番困つたのが日本政府である。とともに日本を去ることになるに違いないと信じたからである。また陸奥外務大臣が心配していたのは歐州諸国がこの機会に乘じ、何かの口実をもつて干渉して来るということである。伊藤首相は講和使節の狙撃という蛮行によつて歐米諸国の強まで日本を称讃した声は一変して清国を憐恤する声となりわが國風を誹謗するようになると憂慮した。¹⁰² この難局を開けるために彼は即時休戦を許諾するよう大本營に連絡した。しかし、軍の統帥部は伊藤首相の要求を拒絶した。仕方なく伊藤首相は自ら広島に急行し、当時陸相になつてゐる山県に対しロシア軍三万が清国北部に進出したという情報をつけ加えて「非常な英断」を求めた。山県陸相は休戦に同意した。この同意を得た伊藤首相はさつそく文武重臣会議を開き、この会議において彼はもし李鴻章がこの狙撃遭難を理由に会議を中止して帰国すれば必ず各国の連合干涉を引起す恐れがあると述べたうえ、無条件休戦の措置を取らなければならないと強調して各重臣に休戦を訴えた。文武重臣会議は澎湖島を除く地域の三週間休戦を骨子とした休戦条約が調印されて成立した。¹⁰³

休戦条約の成立とともに負傷の治つた李鴻章は速やかに講和会議を行うことを求めた。四月一日陸奥宗光外務大臣は李鴻章に講和条約案を手渡しした。この条約案は五部の内容から成つていて、第一は清国が朝鮮の独立を承認する

ことである。第一は遼東半島におけるきわめて広範な地域および台湾、澎湖島の割譲。第三は戦費賠償として庫平銀三億両を支払うことであり、第四は日本国政府ならびに臣民に対する最惠国待遇の承認のほかに新たに北京、沙市、湘潭、重慶、梧州、蘇州、杭州の七市を開放し、さらに宜昌、重慶間、洞庭湖、湘潭間、広東、梧州間、上海、蘇州、杭州間の航路を拡張することであり。第五は講和条約を履行する保障として奉天と威海衛を日本軍が一時占領することを承諾し、かつ占領費を清国が負担するということであった。第二の遼東半島の割譲についてすでに日本海側割地要求最大案（A案）と、日本側正式提出案（B案）があったが、講和条約の締結で確定されたのがA案とB案に比べてずっと小さく縮められたC案であった。¹⁰⁴

このような極めて苛酷な講和条約案を受けた李鴻章は直ちに二つのことをなされたのである。まずこの日本の講和条約案を本国に全文を電報で伝えると同時に、アメリカ人外交顧問の意見を踏まえてイギリス、ロシア、フランスの三国公使に日本の講和条約案を朝鮮自主、奉天南辺各地および台灣澎湖の割譲、軍費賠償の三点に限って内容を報告し、そして日本講和条約案の要求の中の満州腹地にあたる遼東半島割譲は絶対に認められないし、庫平銀三億両の軍費賠償もあまりにも過大なものでとうてい受け入れられないものであると主張し、もし日本がこれらの条件を緩和しないかぎり、清国は日本との戦いを続けざるをえないと態度を表明していた。¹⁰⁵勿論、李鴻章からの日本講和条約案電報を受けた清国政府は日本のこのような苛酷な要求に驚かされ、朝廷内に過激な論争が起こり日本案に対する回答を即時にまとめることができなかつたのである。

次いで李鴻章は日本との講和会議の難局を開拓するために伊藤首相に以下のようないわゆる長文の覚書を送ることにした。¹⁰⁶

①朝鮮の独立問題について清国は意義なき承認する。

②清国領土の割譲は必ず重大な紛議を生じさせ、日清両国民永遠に仇敵の感情を懷抱するに至ることになり、東亞の和平を保持するにもかなりの影響を及ぼすことになるだろう。

③三億両の戦費賠償は清国にとっては著しく過大である。清国の政情は絶対に増税を許せず、その財源を外国から確保することも非常に困難である。三億両の利息を含めて考えると、巨額の外債は清国においてとうてい負担に堪えられないところである。

④通商上の権利は複雑で多岐にわたるものであるため、充分研究の上でなければ明確に回答しがたい。特に七市の開放、日本国汽船の航路拡張などはましてそうである。また、輸入税の低下、金税の廃止などは清国財政上においては実行不可能である。日本国商民が清国内地に居住し清国生産品を買入れ運送することも治外法権の施行をさせられるという立場においては承諾することができない。

以上に述べたのは四月一日に示された日本の講和条約案に対する李鴻章の態度と意見である。特に伊藤首相宛に送った覚書について中国の歴史家王芸生は、この覚書は李鴻章のごとき経験ある老政治家にしてははじめて提案しうるものであり、伊藤伯のごとき権威ある政治家によってのみ塾閲せらるべき性質のものであると高く評価している。⁽¹⁾

それでは日本の講和条約案に対して主な列強諸国はいかなる態度を示していくだろう。前述したように日本の講和条約案についてまずその一部は李鴻章によって列強諸国に伝えられたが、日本もこれに対抗して四月三日、英・米・仏・露四国に、六日、独伊二国にそれぞれ講和条約案全部を通告した。日本の講和条約案を知った列強諸国はそれぞれの思惑のもとに態度を示し、動き出したのである。

ドイツ外相マルシャルはロシア駐在大使と駐英大使と連絡をとり、日本は旅順とその後背地を朝鮮独立の保護という理由で取ろうとしているがそうなれば、日本は直隸湾（渤海湾）を支配し、清国は事実上日本の保護国となるだろ

う。したがってわれわれは日本のこのような要求を憂慮なくしてみることはできないと主張したうえ、日本の要求は中國の存続ならびに同国に利害を有する各国間に戦争を勃発させる危険があると指摘した。¹⁰⁸ 実は当時のドイツは極東政策について二重の目的を有していた。一つは日本の指導のもとで黄色人種の結束を阻害することである。もう一つは英露の衝突の機会を減少させることである。このような目的のもとにドイツ政府はロシアからの圧力を減すために、ロシアの極東地方への南下を黙認しながら、列強による清國領土分割に参入できるよう配慮しなければならないという思惑のもとに動いていたのである。

ロシア外相のロストフスキイは日本の講和条約案を分析したうえ皇帝に二つの対応案を提出した。¹⁰⁹ 一つは日本の遼東半島占領は清國のみならず朝鮮に対しても永久の脅威となり、極東地域に重大な利害を持つロシアにとつては全然望しくないことである。しかし、日本の要求をとめるには他の列強、特に英仏の支持が必要であるといった内容のものである。もう一つは今後の極東地域におけるロシア政策のあり方に関する案である。主な内容はロシアの極東の現状維持を中心政策として考えるならば、まず同盟国として日本より清國のほうが理想的な国であるが、しかし太平洋に不凍港を獲得し、シベリア鉄道を拡張するために満州の一部を併合する必要があるため「ロシアの最も恐るべき敵はイギリスであり、イギリスの敵は日本である」という見地から考えると日本を同盟国にすべきである。以上のロシア外相二案を検討したロシア皇帝は日本の清國領土割譲反対の強硬策をとり、外相にその主旨の通牒を発するよう指示した。これを受けたロストフスキ外相は四月八日に日本の旅順口取得は日清両国の親善関係を阻害し、極東平和の絶えざる脅威妨害であるため中止すべきであるという通牒を各國に発した。この通牒を受けた独仏両国は、大規模分割競争に対応できる準備が整つていなかったために、ロシア外相の通牒に賛成の意を示した。

ドイツ、ロシア両国と違つてイギリスは、清國の敗戦の結果、日本がロシアの南下に対する防壁となると判断して、

日本の大陸進出行為をある程度容認すべきという策を取り、ロシアの連合干渉の提議をしりぞけた。⁽¹¹⁾

以上のような国際情勢を考慮し、清国も割譲地域を盛京省南部四県および澎湖列島とし、戦費賠償を一億両に減少した修正対策を強硬な態度で回答してきたこともあるて、伊藤首相は清国に早期に講和条約を承認させるのが得策だと判断したため、四月一〇日の講和会議において①遼東半島の割譲地域を縮小し、②戦費賠償を三億両五年賦から二億両七年賦と減少し、③北京、湘潭、梧州の三市を開放都市から削除し、④保障占領地から奉天を省いて威海衛のみにするという譲歩案を提出した。⁽¹¹⁾

勿論、四月一〇日の日本譲歩案が清国政府に報告されると多くの人に反対され拒和上奏が相ついだが、李鴻章は日本の征清大総督府の増援軍が宇品から出港して旅順にむかつたという情報をもとに清朝廷に征清の大軍が出発し、事態は実に重大でありもし「日本の要求を受け入れれば、京師なお保つべきもしからざれば事意想の外に出ずべし」という内容の電報を発して日本案の承認を促したのである。⁽¹²⁾ 李の電報を受けた清国總理衙門は日本側の修正提案をほとんど無修正で承諾することに決定した。

日清講和交渉の第五回会見は四月一五日に行われた。この会見において日本側はまだわずかの譲歩を行った。すなわち減海衛保障占領軍を一万に半減し、かつその経費二〇〇万両を五〇万両に減額した。このようにし四月一七日、日本国全権伊藤博文、陸奥宗光、清国全権李鴻章、李經方は春帆樓に会同して、日清講和条約すなわち馬關條約に調印した。調印された馬關條約の要旨は次のとおりである。

- (一) 朝鮮国の完全無欠な独立自主の国であることを承認する。
- (二) 遼東半島、台灣、澎湖列島を割譲する。
- (三) 軍費賠償金庫銀二億両を支払う。

(四)清国と歐州各國間条約を基礎として日清通商航海条約および陸路交通貿易に関する約定を締結すること、その実施まで清国は日本国政府、臣民に最惠国待遇をあたえる。

(五)新たに日本に沙市、重慶、蘇州、杭州を開港する。

(六)宜昌、重慶間および上海、蘇州、杭州間汽船路を承認する。

(七)開港場における各種製造業従事権の承認、内国運送税、内地賦課金、取立金についての特典をあたえる。

(八)批准後三カ月以内に日本軍は撤退し条約を誠実に履行することの担保としての威海衛を占領する。

同じ四月一七日に日本の威海衛占領事を一個旅團以下とし、駐留軍費年額の四分の一にあたる七五万円を毎年清国が負担することなどを定めた別約と追加休戦条約（主に批准交換予定日の五月八日まで休戦延長を定める）も調印された。

馬関条約の規定によれば、本条約は両国皇帝陛下の批准を経て、二〇日以内に清国芝罘において交換せねばならないことになっている。日本においては四月一〇日天皇は講和条約を批准し、翌二一日伊東巳代治内閣書記長を全権辦理大臣に任命し馬関条約などの批准交換を任命した。しかし、馬関条約調印後の四月二三日に同条約の批准交換に重大な影響を及ぼす三国干渉事件が起つた。¹¹³一方、清国においては馬関条約の調印が清廷に嵐の如き論争を引起こし、焦点は遼東半島および台湾の割地にある。官民一致して反対意見が非常に強かつた。このような状況に置かれている清廷は、三国干渉という最大の好機を利用して、馬関条約の第二条を改定し割地の条件を修正することを考え、これらを実現するためにまず条約の批准交換を延期しようと動き出した。しかし、当時天津に静養中の李鴻章は再三朝廷に電報を発して、三省政府の干渉は日本国政府の態度が強硬であるから、三国が兵力を以て強制しなければ同意しないであろうし、条約の批准に至っては伊東全権より念を押され、私も保証を与えておる以上、期限内に行わなければ

再戦の重大な責任を問われると、条約の批准交換を促していた。⁽¹⁴⁾

清政府は日本よりの厳重な督促も受けており、かつ責任者たる李鴻章からの再三の催促もあって、もし批准交換の期日を無視すれば清国の国際的信用を失い、かつ日清再戦する恐れがあり、干渉の三国は清国を有効に援助しうる兵力を東亜に保有していないのも実事であると判断して五月一日、批准交換の命を下し、条約批准交換の全権大臣に道員伍廷芳聯芳を任命した。

伊東全権は五月五日に旅順に到着し、それから憲兵一〇名などを率いて目的地芝罘に到着したのが同月七日であった。清国全権はすでに六日芝罘に先着してある。日本全権の到着の七日から条約批准交換に関する会見は速かに始まった。数回にわたる会見において批准交換の延期をめぐって多少の対立があつたにもかかわらず、予定日どおりに五月八日、両国全権は各和漢文二通の批准交換証書に記名調印して交換し、これをもって条約批准交換に関するすべての手続を完了したのである。

おわりに

李鴻章は清国同治九年（一八七〇年）直隸総督兼北洋大臣に任命されて以来、清末の政治、軍事および外交の大権を掌握するような人物になり、特に外交面において清国の最高外交指導者となり、外国要人との接触、各種条約の締結から外交問題についての交渉および解決まで彼が関係しないものはなかつた。勿論、このような重要な地位に居座つていた彼は国際社会において高い声望を獲得していくが、外交上の失敗の連発例えば、馬關条約、中露密約締結などで国内においては厳しく批判され、「賣國賊」というレテルまで貼られてしまつた。

陸奥外相は自筆の名著「蹇々録」の中で李鴻章に対して以下のような評価をなしている。

「李鴻章カ清国政府ニ於ケル位置ハ昔日莫大ノ軍功アリシト又其賦稟ニ於イテ遙ニ等輩ニ抽出シタルモノアリシトニ依リ其威權ノ赫々タル殆ト何人モ之ト比肩スルモノナキカ如クナレトモ茲ニ單簡ニ彼カ品質ニ対シ注解ヲ下シハ彼ハ豪膽逸才非常ノ決断力ヲ有スト云ハムヨリハ寧口怜惻ニシテ奇智アリ妙ニ事機ノ利害得失ヲ視テ用捨行藏スルノ才氣アリト云フノ適當ナルニ若カス但シ彼カ平素外間ノ他人ニ接スルヤ他ノ一般清國人力何事ニモ區々タル虚儀ニ拘リ左顧右眄スルニ似ス常ニ放逸不羈無頓着ニ其言ハムト欲スル所ヲ言ヒ其往カムト欲スル所ニ往クカ如キ風采アルヲ以テ歐米外國人ノ中ニハ彼ヲ曰シテ世界稀有ノ一大人物ナリト過賛スルモノアルニ至リタリ軍竟彼力容貌ノ魁偉ナルト言行ノ奇抜ナルトハ往々世人ヲシテ彼ニ対シテ畏服信向ノ念ヲ起サシムト雖モ然レトモ彼ニ向テ對壘下ラス苟モ間隙ノ乗スヘキアレハ之ヲ打撃排斥セムトスル強敵ヲ生シタルモ亦是に因ルト云フ」¹⁵

日清戦争の敗北、馬關条約の締結で責任を問われた李鴻章は自分の一生について以下のように述べられて責任弁明をしていた。

私が生涯において行つたこと例えれば兵隊訓練、海軍のことなどは皆紙貼りの虎であり、きちんと紙貼りさえすれば、外觀は成り立ち、破られなければ一時的に対応することができる。一軒のぼろ屋の如き、裱糊匠（表具師）がしっかりと外周りを裱糊しておけば、清潔な家屋になる。小さな風雨によつて多少に破れても、即時に補修すれば一応の対応はできる。この紙貼りぼろ屋をすっかり破ることにしたくても、補修用の材料も改造の方式も何も用意されていないために当然にその真相がさらけ出され、收拾のつかないことになつてしまふだろう。これに対して裱糊匠がどんな方法でその責任を負えるだろうか。¹⁶

李鴻章は一八七〇年直隸總督兼北洋大臣に就任してから一九〇一年死去するまでの二年間において、一番悩まされた問題として最も多かつたのがやはり外交面の問題であった。彼の外交指導および交渉は一八七〇年の天津における

る外国人宣教師殺害事件の処理に始まり、七一年双務的に領事裁判権を認めた日清修好条規に調印し、七六年イギリス人殺害事件に際して彼はイギリス側の広範な要求に屈し、全権として不平等の芝罘協定（煙台条約）に調印した。それから朝鮮問題において彼は宗主国の立場から日朝両国に対し威圧を与えると共に日本との衝突を回避し事変を收拾するにも力を尽した。日清戦争が始まつてからも彼は主和論の代表として戦争に反対し、九五年四月に新國全権大臣として下関市春帆樓で馬關条約に調印したのである。彼の外交は概して平和主義で、外国との妥協が多かつたため、一般に軟弱妥協外交として批判されていた。しかし、このほかに本論の以上の分析を踏まえて考えれば李鴻章の生涯にとって重大な意味を持つ外交指導には、少なくとも以下のようないくつかの注目すべき特徴が見られるだろう。

第一に、李鴻章の外交は「理」を重じる外交であり、彼は断固として「公理」「公法」を絶対的に信じるという外交を進めていた。理屈っぽい外交として李鴻章は常に「戦いをしかけた人が誰であっても理屈に負けるものである」と強調していた。日清開戦に関して彼は日本が積極的に戦争の準備をしていることを知りながら、「我れ側が先に挑発しなければ日本は戦争をしないだろう」という現実からかなり離脱した理屈っぽい考え方を捨てていなかつた。また「公理」「公法」などのものは李鴻章の頭の中ではとても重要な意味を持つものである。したがつて多少の犠牲譲歩、妥協があつても二国間の条約を結べれば相手の手足を縛ることができると彼は固く信じていた。「天津条約」の締結も列強と朝鮮との条約の締結を促進したことこのようないくつかの現れであるし、前述した一八七五年駐清特命全権公使として派遣された日本人森有礼との会談にも「公理」「公法」を断固として信じる彼の考えが最もはつきり現れている。このような思想に基づかれた李鴻章の外交は封建的な旧式外交の典型であり、力こそすべてを決する根えであり、力こそ正義であり、自由、自民族の利益のためにはすべての障害（李鴻章の信じる「公理」「公法」も含めて）を力で打ち払うという力関係だけを重じる近代新式外交とは全然違うものである。この新旧外交の違いこそ李鴻章外

交失敗の重大な原因の一つであると言えよう。

第二に、李鴻章は外交問題の解決にあたっては始終に「避戦求和」、「息事寧人」の外交指導を進めていた。勿論、李鴻章は当時の清国の国力も軍事力も歐米諸国のそれらとかなり立ち遅れていることをよく察知し、列強のことを「数十年に未曾有の強敵」であると見ており、いかなる戦争でも滅びかけている清国にとつては絶対不利であると考え、「外側と和を求めて内部で変革を行わなければならぬ」と主張していた。したがつて彼は和解ができれば全力をあげて和平を求め、やむをえない時のみ戦い、戦いをもつて和を求めるという「避戦求和」「息事寧人」の外交指導を展開していた。その主な手段として、第一に述べたような条約による「羈縻」（拘束）づくりと列強による調停などがあげられるが、いずれも失敗に終わったのが本論ですでに述べたところである。この李鴻章の「避戦求和」「息事寧人」の外交は本来なら平和的な外交として高く評価すべきであるが、列強の武力侵略戦争によつて殖民地化が盛んに進められているその時代においては清国に過大な損害を蒙らせた外交にすぎなかつた。

第三に、李鴻章の外交指導においてはもう一つ看過してはならぬものは彼の「以夷制夷」論である。李鴻章は当時の国際情勢に対する自分に認識に基づいて「以夷制夷」の外交論を持ち出し、列強による調停を紛争解決の重要な手段として用い、それに大きな期待を寄せていた。しかし、前述したように彼の「以夷制夷論」に基づく外交指導も完全な失敗に終わってしまった。その主な原因は言うまでもなく彼の当時の国際情勢、特に列強諸国間の複雑な関係に対する認識の不足にあるのである。というのは彼は列強諸国間の領土分割、利益と殖民地拡大をめぐる矛盾と対立ばかり見えて列強間の共同利益という点を完全に無視されていたからである。

いずれにせよ、以上のような特徴を持つ李鴻章の外交とりわけ日清戦争における彼の外交指導には大きな誤りがあったのは明らかのことである。したがつて日清戦争の清国の惨敗は彼の誤った外交指導にも大きな原因があるだろう。

勿論、李鴻章の外交はその時代の歴史を背景にして生まれたものである。総じて言えば李鴻章は歴史上の悲劇的な人物である。その最大な原因是彼は一方では全力をあげて洋務運動などを通して近代化された工業大量生産運動を大いに進めていた。しかし、他方ではこのような近代化工業生産システムと正反対の清朝の封建的統治制度を懸命に維持するというところにあつたに違いない。この経済と政治に対する矛盾態度は恐らく彼の致命的な欠点であつたと言えるだろう。

注

- (1) 南京大学歴史学部編・中国歴代名人辞典（江西教育出版社、一九八六年）五一〇頁。
- (2) 夏東元「并于李鴻章研究的几个問題」『社会科学輯刊』、一九八九年二・三月号参照。
- (3) 任鴻章「从中日甲午之役看李鴻章的誤国外交」『中日関係史論文集』遼寧省中日関係史研究会、一九八四年前掲註(2)参照。
- (4) 宋秀元「再論中日甲午戦争中の李鴻章」『清明档案与歴史研究』中華書局出版社一九八八年参考。前掲註(3)参照。
- (5) 梁啓超「李鴻章」『民国叢書』第一編八五所収、上海書店 六頁。
- (6) 范書義・李鴻章伝（人民出版社、一九九一年）三頁。
- (7) 右同六頁。
- (8) 曾國藩（一八一一年—一八七二年）は清末の政治家・学者・軍事家である。
- (9) 蕭一山・清代通史第三卷（中華書局、一九八六年）八二五頁。
- (10) 前掲註(2)参照。
- (11) 蕭一山・前掲註(10)八二八頁。
- (12) 蕭一山・前掲註(10)八二八頁。
- (13) 蕭書義・前掲註(7)二〇頁以下。
- (14) 江地『清史与近代史論稿』（重慶出版社、一九八八年四月）四一一頁参照。

- (15) 梁啓超「李鴻章」前掲二六頁。
- (16) 范書義前掲註(7)二五頁。
- (17) 右同三〇頁。
- (18) 江地・前掲註(14)四一二頁。
- (19) 蕭一山・前掲註(10)一一五頁。
- (20) 江地・前掲註(14)四二三頁。
- (21) 菅書義・前掲註(7)一九七頁。
- (22) 夏東元・前掲註(2)一九〇頁。
- (23) 菅書義等・中國近代史新編(人民出版社、一九八六年六月)三〇頁。
- (24) 坂野正高・近代中国政治外交史(東京大学出版会、一九八一年)二九七頁。
- (25) 蕭一山・前掲註(10)八八九頁。
- (26) 菅書義等・前掲註(23)三三頁。
- (27) 右同三七頁。
- (28) 菅書義・前掲註(7)一二二頁。
- (29) 梁啓超・前掲註(6)七〇頁。
- (30) 前掲註(23)四八九八頁參照。
- (31) 中国史学会主編・中日戦争(一)(上海人民出版社、一九五七年九月)五八五頁。
- (32) 佐々木揚「同治年間における清朝官人の対日觀について」(『研究論文集』第三集第二号一九八四年)二五頁。
- (33) 右同二四頁。
- (34) 右同二六頁。
- (35) 田保橋潔・近代日鮮関係の研究上巻(文化資料調査会、一九六三年一一月)四五九頁。
- (36) 右同五二頁。
- (37) 右同七六頁。

- (38) 前掲註(32)三三二頁。
- (39) 田保・前掲註(35)三九三頁。
- (40) 中国史学会主編・前掲註(31)二九〇～二九二一頁参照。
- (41) 蕭一山・前掲註(10)一〇九三頁。
- (42) 呂万和・明治維新と中国(六興出版、一九八八年)一六六頁。
- (43) 右同一六六～一六八頁。
- (44) 田保・前掲註(35)五四二・三頁。
- (45) 蕭一山・前掲註(10)一一〇三頁。
- (46) 右同一一〇五～一一〇六頁。
- (47) 藤村道生・日清戦争―東アジア近代史の転換点(岩波書店、一九七四年)序文。
- (48) 茂木敏夫「李鴻章の属国支配觀」中国―社会と文化第二号一〇七頁。
- (49) 田保・前掲註(35)八三四頁。
- (50) 右同五頁。
- (51) 右同八五九頁。
- (52) 蕭一山・前掲註(10)一二七頁。
- (53) 高橋秀直「形成期明治国家と朝鮮問題」史学雑誌第九八編第三号五頁参照。
- (54) 安岡明男・日本近代史(芸林書房、一九八二年)二三九頁。
- (55) 田保・前掲註(35)一〇一四～一〇二四頁。
- (56) 劉思格「甲午戦争前の中日交渉」(『甲午戦争九十周年記念論文集』一一五頁。
- (57) 坂野・前掲註(24)三九六頁。
- (58) 高橋・前掲註(53)一八頁。
- (59) 右同一八頁。
- (60) 大澤博明「天津条約体制の形成と崩壊」一八八五～九四(『社会科学研究』第四三卷第三号、一九九一年四頁)。

(61) 前掲註(53)二六頁。
(62) 蕭一山・前掲註(10)一一三五頁。
(63) 田保・前掲註(35)一〇六六、一〇六七頁。
(64) 右同一〇六七、一〇七〇頁。
(65) 前掲註(35)一〇七四頁。

信夫清三郎・日本外交史一八五三～一九七二年I（毎日新聞社、一九七四年）一三〇～一三一頁参照。

高橋秀直「一八八〇年代の朝鮮問題と国際政治—日清戦争への道をめぐって」史林第七一巻第六号四〇頁。

田保・前掲註(35)一一三、一一五頁。
右同四一頁。

田保・前掲註(35)一一三、一一五頁。
前掲註(69)四二頁。

右同四三頁。

藤村・前掲註(47)三三頁。

坂野・前掲註(24)三九六頁。
前掲註(24)三九七頁。

田保・前掲註(35)九四頁。

藤村・前掲註(47)四四頁。

右同五〇頁。

田保・前掲註(35)一〇〇頁。

信夫清三郎・前掲註(66)一六九頁。
前掲註(47)六〇頁。

坂野・前掲註(24)三九八頁。

(83)

(80)

(81)

(82)

(83)

- (84) 宋秀元・前掲註(5)一〇四六、一〇四八頁。
- (85) 田保・前掲註(35)一九〇頁。
- (86) 李兆銘「試論日本發動甲午戰爭的手段」『甲午戰爭九十周年記念論文集』一三三六頁。
- (87) 田保・前掲註(35)一九一頁。
- (88) 右同一九三頁。
- (89) 鹿島守之助・日本外交史(4)――日清戰爭と三國干涉（鹿島研究所出版会、一九七〇年）六七一七一頁参照。
- (90) 田保・前掲註(35)一九七頁。
- (91) 右同二二四頁。
- (92) 蕪一山・前掲註(10)一一九五、一一九六頁。
- (93) 前掲註(35)三〇三、三〇四頁。
- (94) 藤村・前掲註(47)一〇一頁。
- (95) 坂野・前掲註(24)四〇六頁。
- (96) 李平子「甲午戰爭后期的講和活動」社会科学戰線一九八三年第四期一二七頁。
- (97) 安岡明男・前掲註(54)二八七頁。
- (98) 鹿島守之助・前掲註(59)一五〇頁参照。
- (99) 田保・前掲註(35)四二二頁。
- (100) 藤村・前掲註(47)一五三頁。
- (101) 坂野・前掲註(24)四一〇頁。
- (102) 前掲註(66)一八二頁。
- (103) 右同一八二頁。
- (104) 藤村・前掲註(47)一五八頁の「遼東半島割讓要求案の変化図」参照。
- (105) 前掲註(66)一八三頁。
- (106) 田保・前掲註(35)五〇一頁。

- (107) 田保・前掲註(35)五〇四頁。
(108) 藤村・前掲註(47)一五四頁。
(109) 鹿島守之助・前掲註(89)二四〇頁。
(110) 前掲註(47)一五五頁。
(111) 信夫・前掲註(66)一八三頁。

- (112) 伊藤博文編・機密日清戦争(原書店、一九六七年九月)二九八頁。
(113) 宇野俊一・日本の歴史(26)日清・日露(小学館、一九八三年六月)九九頁。
(114) 田保・前掲註(35)五四〇~五四四頁。
(115) 陸奥宗光・蹇々録(岩波書店、一九四一年一月)七一~七二ページ。
(116) 中国史学会主編・前掲註(31)五〇〇頁。
(117) 夏冬「論中外戦争中の李鴻章」(近代史研究第五二期、一九八九年)七六頁。